

自己点検・評価報告書

2025(令和7)年度



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

目次

序文.....	- 1 -
基準 1 理念・目的	- 2 -
基準 2 内部質保証	- 9 -
基準 3 教育研究組織	- 21 -
基準 4 教育・学習	- 26 -
基準 5 学生の受け入れ.....	- 43 -
基準 6 教員・教員組織.....	- 54 -
基準 7 学生支援.....	- 65 -
基準 8 教育研究等環境.....	- 78 -
基準 9 社会連携・社会貢献.....	- 87 -
基準 10 大学運営・財務（1）大学運営	- 92 -
基準 10 大学運営・財務（2）財務	- 101 -
根拠資料一覧	- 105 -

序文

この度、本学の 2025 年度の自己点検・評価報告書を発行する運びとなりました。

本学は 2008 年度に受審した第一次認証評価において、「保留」との評価を受けました。その後、教職員一丸となって臨んだ再評価においては、無事に「適合」の評価をいただくことができましたが、この経験は、本学にとって自己点検・評価のあり方を改めて見直す大きな契機となりました。

それ以降、本学では、自己点検・評価に対する体制の整備を進め、大学基準協会への職員派遣、自己点検・評価委員会の整備など多くの取り組みを行ってきました。その結果、2015 年度の認証評価受審後には、大学基準協会より本学が「事例報告大学」に選定されるなど、本学の取組は一定の評価を受けるに至りました。

一方で、第 3 期、第 4 期と認証評価の段階が進む中で、大学に求められる質保証の観点や重点事項も変化しつつあります。本学においても、こうした変化を踏まえ、高等教育研究機構を中心とした新たな内部質保証体制の構築と、それにふさわしい自己点検・評価報告書のあり方を模索してまいりました。

特に、重点的に記述すべき事項が変化する一方で、これまでの報告書において簡略化が可能と考えられる部分も生じており、報告書の形式や作成体制についても見直しを行う必要がありました。

こうした背景のもと、その形式を大きく改めることといたしました。今回の見直しにおいて特に重視したのは、本学の取組や課題、改善の状況を経年的に記述できる報告書とすることです。単年度ごとの状況を個別に整理するだけでなく、次年度以降、この報告書に変化や進捗を随時加筆していくことにより、本学の歩みや改善の過程をより明確に示すことを目指しています。

一方で、自己点検・評価を通して、改めて現在の本学の課題が浮き彫りになったとも感じております。特に、現在の本学は内部質保証システムを構築の途上にあり、自己点検・評価活動として標準的に求められる取り組みの中には、いまだ実施のあり方が定まっていない点も存在します。こうした課題の明確化も、2025 年度の自己点検・評価活動の成果の一つとして受け止め、今後の体制整備を進めてまいりたいと考えています。

本報告書が、本学の現状と課題を共有し、今後の教育研究活動および大学運営の改善に資するものとなることを願っております。

基準 1 理念・目的

① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。					
1	大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 立正大学は、1580（天正 8）年に設立された日蓮宗僧侶の教育機関である「飯高檀林」を淵源としている。大学名に冠する「立正」は、鎌倉時代に活躍した宗祖日蓮聖人が執筆した『立正安国論』に由来し、その教えに立脚した立正の精神に学ぶことを建学の理念としている。 本学の支柱たる「立正精神」は、日蓮聖人が若き日の誓願をもとに著した『開目抄』に記述され、1961（昭和 36）年に第 16 代学長石橋湛山が「真実を求め至誠を捧げよう」、「正義を尊び邪悪を除こう」、「平和を願い人類に尽そう」と収斂した三つの誓いに表されており、これを建学の精神としている。また、学校法人立正大学学園寄附行為第 3 条には、「真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする」と規定している（資料：25-001 第 3 条）。これを受けて立正大学学則第 1 条では「高い教養と知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、特に立正精神に基づいて識見を涵養し人格を陶冶し、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする」ことを、立正大学大学院学則第 1 条では「学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究し、以って文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする」ことを定め、それぞれその目的を明示している（資料：25-002 第 1 条、25-003 第 1 条）。 本学の理念・目的に基づく各学部・研究科個別の人材養成に関する目的および教育研究上の目的も、立正大学学則および立正大学大学院学則において定めている。立正大学学則第 16 条では「各学部学科は、本大学の建学の精神に基づき、深い教養を備え、モラルと融合した感性豊かな専門性にすぐれた人材を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的とする」と定め（資料：25-002 第 16 条第 1 項）、同学則第 16 条第 2 項において、各学部学科個別の目的を明確に定めることで、全学的な理念・目的と各学部学科個別の目的との関連性を確保している（資料：25-002 第 16 条第 2 項）。 また、立正大学大学院学則第 2 条では「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする」ことを、さらに同第 2 条第 2 項では「博士課程は、専攻分野について研究者

					として自立して研究活動を行なうに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」ことを定め、同学則第 6 条の 2 において、第 2 条および第 2 条第 2 項に則した各研究科専攻個別の目的を明確に定めることで、全学的な理念・目的と各研究科専攻個別の目的との連関性を確保している（資料：25-003 第 2 条、第 6 条の 2）。 さらに、本学の理念・目的を端的に表したブランドビジョン「モラリスト×エキスパート」を 2005（平成 17）年に策定し、長らく学内外への浸透を図ってきた。このブランドビジョンについては、教育ビジョン・研究ビジョンとあわせて開校 150 周年を契機に公表した長期計画の検討にあたりその存在意義を見直し、「学園としてのあるべき姿」を表現する学園メッセージ「『モラリスト×エキスパート』を育む。」として収斂した。これを教育目標として共有することで、大学の理念・目的と学部・研究科の目的および教育目標との連関性の強化を図っているとともに、理念・目的と併せた定期検証を全学的に実施することで、その適切性の担保に努めている（資料：25-004【ウェブ】、25-005）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 大学の理念・目的および教育目標、各学部・研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、大学公式ホームページにて社会に広く公表している。また学生に対しては、入学時に当該内容を掲載した『学生要覧』を配付し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載することで周知を図っている（資料：25-006【ウェブ】、25-007

					【ウェブ】、25-008【ウェブ】、25-009、25-010、25-011)。 こうした建学の精神および理念・目的への理解を深めるため、学士課程における全学共通科目として「学修の基礎Ⅰ」を開設し、立正精神に深く精通した仏教学部教員による授業を行うなど、その淵源に触れる機会を設けるとともに、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を含む各学部学科の学びの特性について解説している（資料：25-012）。そのほか、学生に対する周知とその理解を促すための工夫として、新入生を対象としたガイダンスにおいて、先に挙げた『学生要覧』を用いた説明を行っている（資料：25-009、25-010）。 また、であるブランドビジョン「モラリスト×エキスパート」についても、大学公式ホームページを通して社会に公表するとともに（資料：25-004【ウェブ】）、この学園メッセージを体現する顕著な業績を収めた本学在学学生、卒業生、教職員に対しては「モラリス賞」として褒賞を与える制度を設け、その活動を奨励している（資料：25-013）。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025 ○	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 建学の精神や立正大学の掲げる人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的および教育目標など、大学の理念・目的を適切に設定している。またこれらに基づき、学部・研究科の専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的など、目的を適切に設定している。 これらは学内の各種資料に明示するとともに、大学公式ホームページなどでも公表し、学内への周知及び社会への公表を行っている。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 学生に対する建学の精神や理念・目的の理解を深めるための工夫や具体的な取り組みとしては、新入生を対象としたガイダンスにおいて、『学生要覧』を用いた説明が挙げられる。加えて、全学共通で初年次教育科目に位置づける「学修の基礎Ⅰ」においては、全学統一テキスト『START 学修の基礎 2025』を用いて「建学の精神」、「大学の歴史」等について理解の浸透を図るとともに、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を含む各学部学科の学びの特性について解説している。今後も

					こうした資料を活用し、大学、学部、研究科の理念・目的の浸透を図る。	
					■課題と改善方策 特になし	
					■成果（発展・改善方策の結果）	
評価基準			◎	○	△	×
			評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 1 理念・目的

② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。					
1	中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学園では、2018（平成 30）年度から 2022 年度を事業期間とした、「立正大学学園 第 1 次中期計画（RISSHO VISION 150）」を継承し、2023（令和 5）年から 2032（令和 14）年までの 10 年を事業期間とした長期構想である「立正グランドデザイン」および、それに基づく 2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度を事業期間とした第 2 次中期計画を策定し、広く社会に公表している（資料：25-014【ウェブ】、25-015【ウェブ】）。 立正グランドデザインとは、開校 150 周年を一つの節目と捉え、これからも永続的に学園を発展させていくための指針として、このたび 10 年後のあるべき姿をまとめたものであり、「多様性を尊重し、伝統と新たな知を融合することで社会に革新をもたらすことのできる人材が集う学園」を基本方針として、教育、研究、社会貢献・連携、学園経営・運営・校友連携の 5 分野にわたるものである。 立正グランドデザインを具現化させるための第 1 フェーズに位置づけるものが第 2 次中期計画である。第 2 次中期計画は、教育の質向上（大学・大学院・中高）、研究活動の活性化、社会貢献・連携、学生受入・支援、経営基盤強化の 5 分野における具体的なアクションプランおよび年度ごとの実行プランを策定するものとなっており、各年度の事業計画はこの第 2 次中期計画に基づいて策定される。 また、個々のアクションプランは、中長期計画検討委員会が中心となって必要な組織・人員や財務等をシミュレーションしたうえで策定し、実行するにあたっては、毎年の事業計画を策定し、予算化を行うことで、実現可能性を担保している。加えて、計画に基づく事業評価基準を明確にし、検証したうえで次の計画へと繋げる PDCA サイクルを機能させるため、統一のフォーマットを活用し、中長期計画検討委員会が単年度事業計画の内容確認を担うことで、各アクションプランの実現に向けた体制を整備している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】

					立正大学学園中長期計画検討委員会を置き、中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証している（資料：25-016）。特に 2025（令和 7）年度は、第 2 次中期計画の中間の年にあたるため、立正大学学園中長期計画検討委員会において各アクションプランの進捗・達成状況の確認だけでなく内容の適切性についても検証を行った。その上で、各アクションプランに関連する部局に対してアクションプランの見直しを依頼し、目標を完了したと判断できるアクションプランの選定や、より現実的な計画の達成に向けたアクションプランへの修正を図った（資料：25-017）。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 大学として具体的かつ実現可能性を踏まえた中長期の計画を策定し、そのもとで各年度の事業計画を策定するなど諸施策を策定している。こうした計画は立正大学学園中長期検討委員会が中心となって定期的に評価・検証、内容の見直しを行っており、立正グランドデザインに向けた具体的な数値目標の設定、および財政面を考慮し、実現可能性を高めることに努めている。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 中長期の計画や各種施策の検討にあたっては、それを取りまとめるための組織である立正大学中長期検討委員会を設置し、各アクションプランとそれに基づく事業計画について定期的な検証を行っており、中長期計画と各年度の事業計画の連動性を高め、進捗を把握している。今後も、「立正精神」を十分に理解し、深い教養と専門性に優れ、人類社会の発展に貢献しうるような人材の継続的輩出を目指していく。 ■課題と改善方策 特になし ■成果（発展・改善方策の結果）
	○				

評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 2 内部質保証

① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。					
1	内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 「内部質保証に関する方針」において、「学長をリーダーとした全学的な教学マネジメント体制のもと、教育研究等活動の質を向上させるための継続的な仕組みを開発し、これを適切かつ有効に機能させ、その結果を学内外に向けて公表し、もって教育研究等の質を自ら保証します。」として、内部質保証に対する基本的な考え方を示している。 本学では 2024（令和 6）年度に内部質保証の責任を担う中核的な機関として高等教育研究機構を設置した。高等教育研究機構は、「三つの方針」を基軸とした教育改革を推進するとともに、本学の教育・研究活動についてその質を自ら点検し、向上させ、改善を図り、その活動状況等に関する情報を適切に公表する責任を担う（資料：25-018）。高等教育研究機構は機構会議を置き、機構長である学長、担当副学長その他、学部長、研究科長、専門的支援スタッフが参画し、内部質保証に関わる全学的なマネジメントを行っている。 また、課程レベルでは、各学部学科、各研究科専攻が責任主体となり、教育目標と三つの方針に基づいてアセスメント・ポリシーを活用しながら内部質保証活動のための取り組みを行う。科目レベルの内部質保証活動は、各教員が担当する各授業において、DP に紐づいた教育課程に基づく授業を展開し、授業アンケート等の評価を通して、改善活動を行う。学修者レベルにおいては、GPA 制度や GPS-Academic の結果のフィードバックによって自身の学修状況を確認できる仕組みを構築することで、学修者自身が自身の学修成果に基づいた学習活動に臨むことを求めている。 こうした様々な層の内部質保証活動において、高等教育研究機構と連携して実務的な部分の検討を担うのが立正大学教育開発センターである（資料：25-019）。立正大学教育開発センターは「三つの方針」に基づいて教育の実施および教育改革を推進することを目的として設置されており、内部質保障にかかわる業務としては、「「三つの方針」を中心とした教育・研究活動に係る各種の方針の策定と見直し、ならびに方針に基づく活動の推進支援」「内部質保証の基本方針の策定と見直し、ならびに方針に基づく体制整備および実施支援」を行うことが定められている。また、立正大学教育開発センターには複数の部会を置くことができるが、部会の第一である教育開発部会では、大学基準における基準 4 教育・学習の自己点検活動を中心業務の一つとして担っている。課程・科目・学

					修者レベルの内部質保証活動を教育開発センターが取りまとめ、課題点の整理や方針の提案を行い、高等教育研究機構へ随時報告を行っている。 また、自己点検・評価活動や内部質保証活動など、機構の任務遂行の客観的な妥当性を担保するため、学内第三者機関である立正大学自己評価委員会を置き（資料：25-020）、学外第三者機関として立正大学外部評価委員会を置き（資料：25-021）、自己点検・評価活動や内部質保証活動の有効性・適切性を高めている。 そして、この第三者機関と自己点検体制の連携を円滑にするため、立正大学全学質保証会議を置いている。立正大学全学質保証会議は、自己点検・評価活動を通した内部質保証の効果的運用に資する事項について検討し、自己点検・評価に責任を負う組織間の連携を図ることを目的としており（資料：25-022）、自己点検体制と第三者機関との間で課題や成果の共有を行い、内部質保証の効果的運用を図っている。 【2026】 【2027】 【2028】
2	教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。 ※ 具体的な例 ● 三つの方針の策定の調整・支援。 ● 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。 ● 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。 ● 学習成果の可視化に向けた調整・支援。 ● 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 高等教育研究機構及び立正大学教育開発センターが連携しながら、以下の通り教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動についての全学的な調整や支援を行っている。 <三つの方針の策定の調整・支援> 本学では、2024（令和 6）年度に三つの方針及びそれに基づくアセスメント・ポリシーの全学的な見直しを行った。この見直し作業は高等教育研究機構が中心となって取りまとめ、学部・研究科間の調整・支援を行った。 また、各学部・研究科が三つの方針を改正する際は、高等教育研究機構会議での諮問を経たのちに全学協議会あるいは大学院運営委員会の審議を経て学長が決定することを定めている（資料：25-023）。高等教育研

				究機構会議では、各学部・研究科において検討した三つの方針を取りまとめ、学部・研究科間で共有することで、策定の調整・支援を行っている。 <体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援> 各学部・研究科がカリキュラム改正を行う際は、高等教育研究機構が作成したカリキュラム改正チェックリスト（資料：25-024）を用いて、ポリシーとの整合性、カリキュラム・マップ上の位置づけ、科目名称や単位・学修時間の適切性について確認できるような体制を整備している。また、カリキュラム改正の審議に際しては、高等教育研究機構会議での諮問を経ることとしており、学部・研究科間の調整を図っている。 <効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援> FD 活動実施に関する方針により、高等教育研究機構において FD 計画を策定し、それに基づく各学部・研究科の FD 活動計画策定及び活動報告の取りまとめを行っている。また、FD 計画に基づいて、立正大学教育開発センターにおける FD 部会が中心となって、取り組みを行っている。2025（令和 7）年度は、FD 活動のテーマを「教育研究の「質」の更なる高度化」とし、FD ニュースレターの発行や全教員が参加できる FD 研修会を実施し、効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援を行っている。 <学習成果の可視化に向けた調整・支援> 学習成果の可視化のため、高等教育研究機構が主体となって実施している学修成果・満足度調査や GPS-Academic の結果を教育開発センターが集計し、各学部・研究科と共有し改善活動への活用につなげている。GPS-Academic については、外部講師を招いてその結果を共有する全学 FD 研修会を行うとともに（資料：25-025）、求めに応じて各学部でも個別の結果報告会を実施する等、結果をわかりやすく教員に示す取り組みを行い、学習成果の可視化に向けた調整・支援を行っている。 <自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援> 2025（令和 7）年度に、立正大学教育開発センターの提案に基づき、高等教育研究機構において自己点検・評価活動をまとめるフォーマットとして自己点検・評価シートを作成し、全学の自己点検・評価活動に活用できる体制を整備した。加えて、高等教育研究機構が中心となって各学部・研究科のアセスメント・ポリシーに基づく教育成果の評価とそれに基づく教育課程およびその内容、教育方法の適切性や課題をまとめ、改善のための取り組みを検討できる体制を構築している（資料：25-026）。 また 2026（令和 8）年度以降の自己点検・評価、内部質保証活動を実施していくためのスケジュールを策定するなど（資料：25-027）、全学的
--	--	--	--	--

					な自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援を行っている。 【2026】 【2027】 【2028】
3	大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	高等教育研究機構と立正大学教育開発センターが中心となって、自己点検・評価を行っている。2025年度は新たに自己点検・評価シートを作成し、学部・研究科および全学の自己点検・評価活動を実施し、改善・向上に向けた事項を全学で共有している。また、アセスメント・ポリシーに基づく各学部・研究科の教育成果のアセスメントを行い、教育成果の評価とそれに基づく教育課程およびその内容、教育方法の適切性や課題をまとめ、改善のための取り組みに向けた活動を行っている。ただし、2024（令和6）年度の高等教育研究機構設置に伴い、本学では自己点検・評価活動の実施主体やサイクルの大幅な見直しを行っており、現在も自己点検・評価活動の在り方については構築の過程にある。そのため、翌年度以降の取り組みについては今後変更を行う可能性があるものの、このような活動は翌年度以降も定期的実施することを予定している。 教職課程については、立正大学教職・資格教育センターが中心となって（資料：25-028）、自己点検・評価活動を行っている。具体的には、教職課程を置く学部学科、研究科専攻による自己点検・評価活動を立正大学教職・資格教育センターが集約したものを、高等教育研究機構において確認している（資料：25-029）。 その他、各学部においても、独自の取り組みを行っている。例えば社会福祉学部は「総括と課題」（資料：25-030）を作成し、学部における毎年度の総括と翌年度に向けた課題を取りまとめ、改善活動に活用している。また、仏教学部は「仏教学部教員 FD 報告書総覧」（資料：25-031）を作成し、各教員の教育改善活動を共有している。地球環境科学部ではSA 事後研修におけるアンケート（資料：25-032）、主要科目の GPA の確認（資料：25-033）などを通して教育成果の確認や改善に活用している。このように、各学部においても、学部の活動全体あるいは個別の課題に対して自律的に自己点検・評価活動に取り組んでおり、このような自己点検・評価シートを通して活動状況の全学的な共有することで、自己点検・評価活動の波及を図っている。 【2025】

					【2026】 【2027】 【2028】
4	学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 『立正大学高等教育研究機構規程』第2条において、自己点検・評価活動や内部質保証活動など、機構の任務遂行の客観的な妥当性を担保するため、学内第三者機関および学外第三者機関による評価を行うこととしている。 学内第三者機関としては、立正大学自己評価委員会を置き（資料：25-020、学外第三者機関としては立正大学外部評価委員会を設置している。立正大学外部評価委員会は、本学が毎年行っている自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上のための取り組みに対して、学識と経験を有する外部の方々に委員を依頼し、第三者の目で教育活動・学生支援・研究活動・管理運営等といった内容について検証・評価及び改善に向けた提言等を受け、質の向上に生かすことを任務としている（資料：25-021）。 2025（令和7）年度の外部評価委員会では、内部質保証体制について近年の高等教育政策の動向を踏まえた内部質保証の本質的な議論を深めることを目的とし、「内部質保証が機能するためのファクターとアクターを考える」をテーマとして設定した（資料：25-034）。議論を通して、各部局の主体性と多様性を尊重し、成果や改善事例を共有していく形での自己点検・評価活動の実現を目指していくことの方角性が共有された。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
5	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学は、2022（令和4）年度に受審した認証評価において、「基準5 学生の受け入れ」のうち「収容定員に対する在籍学生数比率について、修士課程は社会福祉学研究科が0.45、地球環境科学研究科が0.42、博士後
	☒	☐	☐	☐	

					期課程は地球環境科学研究科が 0.14 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。」という指摘を受けている。 こうした課題は全学で共有するとともに、オープンキャンパスにおける大学院説明会の充実や、博士後期課程における秋入学制度の導入など、各種取り組みを行っており、取り組み状況を全学で共有しながら対応を進めている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025 △	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 高等教育研究機構設置を中核として、全学レベル、課程レベル、科目レベル、学習者レベルの内部質保証活動を行い、教育の充実と学習成果の向上を図っている。 高等教育研究機構設置と立正大学教育開発センターとで共同しながら、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関する全学的な調整や支援を行い、大学全体規模や学部、研究科その他の組織における自己点検・評価と、その結果を活用した改善・向上活動に取り組んでいる。その際、学内第三者機関である立正大学自己評価委員会や、学外第三者機関である立正大学外部評価委員会の助言を受けることで、自己点検・評価の客観性、妥当性の向上を図っている。 また内部質保証活動においては、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても全学で取りまとめの上対応にあたっており、高等教育研究機構設置を中核としたマネジメント体制を構築している。 しかしながら、2024（令和 6）年度の高等教育研究機構設置に伴い、本学では内部質保証活動の運用について全体的な見直しを行っており、内部質保証に関する方針（資料：25-035）と、現状の体制や運用形態との間に齟齬が生じている。今後、内部質保証体制や運用形態の整備と並行して、内部質保証に関する方針を改正していくことで、内部質保証の在り方を明文化し、社会に対して説明していく必要がある。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策

					内部質保証に関する方針（資料：25-035）と、現状の体制や運用形態との間に齟齬が生じている。今後、内部質保証体制や運用形態の整備と並行して、内部質保証に関する方針を改正していくことで、内部質保証の在り方を明文化し、社会に対して説明していく必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果）	
評価基準			◎	○	△	×
			評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 2 内部質保証

② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。					
1	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学では、立正大学学園情報公開規程に則り、大学公式ホームページ等を通じて広く社会に情報を公開することを定めている（資料：25-036）。 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報については、法令に従い、大学公式ホームページにおいて情報公開に関するページを掲載し、教育・大学情報（1. 学校法人および学校の基本情報 2. 経営および財務に関する情報 3. 教育研究活動に関する情報 4. 評価に関する情報 5. コンプライアンス等に関する情報 6. 学生生活の活動に関する情報 7. 附属中学・高等学校の活動に関する情報）を毎年更新のうえ、必要な情報をステークホルダーに公表している（資料：25-037）。また、大学の教育研究活動に関する情報ページを設け、その中の「学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準」の項において、「必要単位取得数」や「取得可能学位」を掲載しているほか、Web シラバスにおいて「成績評価基準」を明記している（資料：25-038）。教育情報および教職課程に関する情報の公表についても、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づいて教員養成・社会教育職員養成の理念（目標及び計画）等を公表している（資料：25-039）。 点検・評価結果については、毎年報告書にとりまとめ、自己点検・評価委員会で承認後、教職員に周知を図るとともに、大学公式ホームページに過年度分を含めた「点検・評価報告書」および外部評価委員会の報告書を掲載し、学内外に公表している（資料：25-040）。 財務情報については、大学公式ホームページにおいて企業会計との違いを比較しつつ学校法人会計についての簡単な解説を掲載のうえ、経年比較を含む決算報告、各種計算書類、財産目録、監査報告書を公開しているほか、「立正大学学園財務情報閲覧規程」に基づく請求があれば閲覧にも供している（資料：25-041、25-042）。 諸活動の情報については、前述の「立正大学学園情報公開規程」の項目に沿った公式ホームページでの情報開示のほか、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たし教育研究の質向上に資すべく、日本私立学校振興・共済事業団が管理運営している「大学ポートレート」にも適宜情報を掲載している（25-043）。 情報の得やすさ、理解しやすさへの配慮としては、大学公式ホームページのトップに「対象者別メニュー」を設け、閲覧者の属性に応じてアクセスの可能性が高い情報を整理しているほか、ページが遷移しても上部に「アクセス」「言語」「お問い合わせ」「検索」バーを常時表示させるこ

					とで使いやすさに配するなど、サイトのユーザビリティ向上を図っている（資料：25-044）。また、公表する情報の正確性、信頼性を担保するため、大学公式ホームページの各種掲載情報にはそれぞれ管理組織を定めており、原則として 1 次情報を管理する部門がそれに当たっている。情報の更新処理は、ホームページの運用を所管している経営企画部広報課が行っており、ページの更新状況等から掲載情報の正確性、信頼性に疑義が生じた場合は、管理組織に対して内容の確認を求めるなど是正措置を講じる体制を整備している（資料：25-045）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 卒業生を対象とした卒業時学修成果・満足度調査の結果（25-046）や、各授業で実施している授業アンケートの結果（資料：25-047）、学生の進学者数・就職者数・就職率（資料：25-048）を大学公式 HP 上に掲載し、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に向けて公表している。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表している。 しかしながら、一部の情報の公開に遅れが見られ、着実な情報公開の実現が必要である。 【2026】
	○				

					【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 「卒業時学修成果・満足度調査」および「授業アンケートの結果」の結果について、最新版の公表が遅れている。今後、全体の内部質保証サイクルの中で必要な作業を明確化し、着実に情報公開を進めていく。 ■成果（発展・改善方策の結果）	
評価基準			◎	○	△	×
			評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 2 内部質保証

③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。					
1	内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学は2024（令和6）年度より、高等教育研究機構を中心とした内部質保証システムへの大幅な組織転換を行った。そのため、本学の内部質保証システムは現在も体制整備の途上にある。そのような経緯から、新たな内部質保証システムの有効性・適切性については定常的に運用状況を確認しながら進めている状況である。 2025年は、評価委員会規程を改正し、その役割を明確化するとともに（資料：25-049）、実質的に既存の委員会で役割が遂行可能と考えられた全学質保証会議を廃止し、効率的な内部質保証システムの運営を図るなど（資料：25-050）、組織の見直しを行った。 また、年間を通した内部質保証のための活動のサイクルを定めるなど、運用の方向性についても改善・向上のための作業を進めている（資料：25-027）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 本学の内部質保証システムは現在も体制整備の途上にある。実情に合わせて内部質保証の有効性・適切性の点検評価を行っており、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 組織体制の変更や活動の方針を具体化するなど、有効性・適切性の高い内部質保証システムの構築に向けた具体的取り組みを行っている。引き続き、システム全体の在り方を見直しながら、改善・向上に取り組む
	○				

					でいく。
					■課題と改善方策
					■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎				○
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある				評価項目の内容を満たしている
					△
					×

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。					
1	大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究所や附置研究所、センター等）を構成しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 立正大学は「真実を求め至誠を捧げよう、正義を尊び邪悪を除こう、平和を願い人類に尽そう」という建学の精神に基づき、立正大学学則及び立正大学大学院学則に定める教育研究組織を図のとおり設置している（資料：25-001 第4条、第9条、25-002 第4条）。 本学の理念・目的を実践する教育研究組織は、創立時より培った立正精神を支柱とした人間教育を基軸とし、時代の要請を反映しながら、人文・社会・自然の諸科学を融合して健全で豊かな人間社会を創造することを目指し、今日の9学部7研究科による「人間・社会・地球に関する総合大学」を形成している。 直近では既設他大学とは一線を画す「文系モデル」のデータサイエンスを標榜し、データを駆使した「価値創造」に秀でた人材育成を目指すデータサイエンス学部を2021（令和3）年に開設した。これは、日本政府が公表した第5期『科学技術基本計画』において「超スマート社会（Society 5.0）」すなわち「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」という将来像が示され（資料：25-051）、その前提としてデータサイエンスの活用が謳われたという社会的な背景に応じたものである。進化したICTの利活用はさまざまな社会的課題の解決に貢献することが期待されている。そのため立正大学では、建学の精神として掲げた「正しきを立て、人々の安穏と社会の恒久平和の実現を願うもの」を実現するためにふさわしい学問領域としてデータサイエンスを位置づけている。 これらの学部・研究科に加え、「立正精神」を体得し、時代に適応した知識と技術を修め人類社会に寄与する人材を育成するため、また専門的な学術研究・調査の成果を広く社会に還元するため、本学では、附属教育研究機関（以下、「研究所やセンター等」という）を設置している。これらの研究所やセンター等は、それぞれの機関ごとに目的や運営等を規定し、これに沿って本学の理念・目的の実現に向けた運営を行うとともに、各学部・研究科の教育研究活動などを支援し、その充実及び向上に資する活動を行っている 例えば、各学部・研究科における学問領域に応じた研究、調査を行い、学術や実践の進歩発展を目指すための諸研究所を設置している（資料：

				25-052、25-053、25-054、25-055、25-056、25-057、25-058、25-059、25-060、25-061)。 教育活動に関する組織としては、「三つの方針」に基づいて教育の実施および教育改革を推進することを目的とし、各種業務を遂行する教育開発センター（資料：25-019）、教育職員、社会教育主事・社会教育士、博物館学芸員、図書館司書、司書教諭の各養成課程の運営およびその人材養成、ならびにそのために必要な教育研究を行う教職・資格教育センター（資料：25-028）、進路指導、資格取得指導、キャリア形成等の支援を行うキャリアサポートセンター（資料：25-062）、外国の大学・高等教育研究機関等との教育・学術および文化の交流を推進し、学生の海外交流や留学生の支援を行う国際交流センター（資料：25-063）などを設置している。 また、単に教育活動のみを視野とするのではなく、研究活動や社会貢献活動と教育活動とを連携させて事業を行う組織も複数設置している。具体的には、研究を推進し、地域との連携を促進するための支援を行う研究推進・社会貢献センター（資料：25-064）、学生生活の活性化並びに地域社会の福祉の向上に貢献することを目指し、ボランティアの教育および調整等を行うボランティア活動推進センター（資料：25-065）、個人、家族、地域社会等の心理的問題解決を支援するための活動、および心理臨床の研究と教育の実践を行う心理臨床センター（資料：25-066）などがあり、大学が果たすべき役割である研究活動や地域貢献活動を推進するとともに、それらを通して教育活動の活性化を図るための事業を行っている。 また、こうした教育研究活動や地域貢献活動の活性化や基盤整備のための、ICT 環境の整備など教育研究環境の整備、資料の収集・整備などを行う立正大学情報環境基盤センター、立正大学図書館、立正大学博物館（資料：25-067、25-068、25-069）、資料の収集・保存、調査・研究、展示・出版などを通じて、建学の精神を明らかにし、本学の発展に資することを目的とする文書館（資料：25-070）、学生募集にかかわる事業を担当する入試センター（資料：25-071）などを置き、大学の運営につなげている。 その他社会福祉学部では、独自に子育て支援センターベアリスを設置し、地域の子育て世帯の交流の場としてだけでなく、育児相談の窓口としての役割を果たしている（資料：25-072）。 【2026】 【2027】 【2028】
--	--	--	--	--

	2025	2026	2027	2028	【2025】 「真実を求め至誠を捧げよう、正義を尊び邪悪を除こう、和平を願い人類に尽そう」という建学の精神に基づき、学問の動向や社会的要請等を踏まえた人材育成を行うための多様な学部、研究科を設置している。また、学部研究科の他にも、教育活動、研究活動、地域貢献活動を行う組織、それらの基盤を整備するための組織を多く設置し、大学として建学の精神の実現するための教育研究組織を構成している。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
点検 評価 結果	○				
評価基準	◎		○		△
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている		課題があり、改善方策を明確にしている
					評価項目を満たしていない

基準3 教育研究組織

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 教育研究組織の現状や課題については、各組織の活動状況や、各種方針との整合性に基づき、随時点検・評価を行っている。ただし、2024（令和 6）年度以降の内部質保証体制の再編により、現在点検・評価の運用を大幅に見直している状況である。それに伴い、教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価体制については現在構築の途上である。 【2026】 【2027】 【2028】
2	点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 定期的な点検・評価体制の構築には至っていないものの、本学ではこれまで、継続的な検証に基づく教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行ってきた。例えば、基準 3-①に記載した通り、2021（令和 3）年のデータサイエンス学部開設は、大学の理念・目的と学問の動向や社会的要請等を踏まえて行われたものである。 また、2024（令和 6）年に設置した高等教育研究機構の開設も、これまでの本学の課題を踏まえ、本学の内部質保証活動のより効果的に実現していくために行われたものである。また 2025（令和 7）年度には、自己点検評価委員会を内部質保証システム検証委員会へと再編し、その役割を明確化するとともに、全学質保障会議を廃止し、効率的な内部質保証システムの運営を図るなど組織の見直しを行った。 その他に、2024（令和 6）年はこれまでの史料編纂室と石橋湛山研究センターを統合し、立正大学文書館を開設した（資料：25-070）。立正大学史料編纂室とは、大学史の記録を行うための資料の調査・収集・整理・保存を行うとともに、大学史編纂事業を行う組織であり、石橋湛山研究センターは、本学の第 16 代学長石橋湛山に関する文献・資料・情報を収集するとともに、石橋湛山に関する研究プロジェクトの企画・実践を行う組織である。石橋湛山は、日蓮聖人の三大誓願をもとに本学の建学の精神を唱えた人物であり、本学の歴史とも非常にかかわりの深い重要な人物である。これまで史料編纂室と石橋湛山研究センターではそれぞれ

					独立して石橋湛山にかかわる資料の収集・整理が行われてきたが、両者組織を統合することで、大学史の記録と石橋湛山研究とを統合させたより質の高い実践が期待できる。 このように本学では、点検・評価活動に基づき、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。 【2026】 【2027】 【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果	
	△				【2025】 教育研究組織の現状や課題については、各組織の活動状況や、各種方針との整合性に基づき、随時点検・評価を行っている。また、点検・評価に基づき、データサイエンス学部の開設、高等教育研究機構の設置、自己評価委員会の再編、内部質保証会議の廃止、史料編纂室と石橋湛山研究センターの統合による、立正大学文書館の開設といった、組織再編のための取り組みを継続的に実施している。 このように、点検・評価とそれに基づく改善・向上のための取り組みは継続的に行われているが、定期的・組織的に行われているとは言い難く、内部質保証のサイクルの中に効果的に組み込むことが必要である。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 点検・評価とそれに基づく改善・向上のための取り組みは継続的に行われているが、それらが定期的・組織的に行われているとは言えない。そのため、教育研究組織の適切性にかかわる点検・評価とそれに基づく改善・向上のための取り組みを、内部質保証のサイクルの中に効果的に組み込む必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果）	
評価基準			◎	○	△	×
			評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。					
1	学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。 また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 2024 年度に全学的なコアポリシー（DP、CP、ASP）の見直しの一環として全学のガイドラインに即した見直しを行なった結果、すべての学部・研究科において DP で学修成果を明らかにし、CP で DP 達成に必要な教育課程および教育・学習方法を明確にした。このことは、全学のガイドラインで DP の実現方法としての CP という位置づけが明確にされていること、全学共通のフォーマットでも DP と CP の関連性を示す欄が設けられていること、各学部・研究科とも実際に各 CP に関連した DP を明示していることから、明らかである（資料：25-074、25-085）。 なお、上記全学共通の対応に加え、DS 学部では、学部開設から 5 年間の学修状況を踏まえたコアポリシーおよびカリキュラムの見直しを 2025 年度に実施し、学習成果とその達成に必要な教育課程および教育・学習方法を明確にした（資料：25-086【ウェブ】、25-087【ウェブ】、25-088）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 上記の全学的なコアポリシー見直しにおいて、すべての学部・研究科で学則上の「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」[1]に照らして授与学位（「学士（〇〇学）」、「修士（〇〇学）」、「博士（〇〇学）」）にふさわしい形で DP を設定した（資料：25-085）。 なお、仏教学部、心理学部の DP は、日本学術会議の分野別参照基準を参照して定められていることから（資料：25-089【ウェブ】、25-090、25-091、25-092、25-093、25-094【ウェブ】）、社会的にも、授与する学位に一層ふさわしいものとなっている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
評価結果	☐				【2025】 上述のとおり、全学のガイドライン[3]に即してすべての学部・研究科

					で DP・CP・ASP のコアポリシーを改訂した結果、基準を満たしているといえる。今後、全学・学部・研究科で DP を改訂するに際しては、日本学術会議の分野別参照基準を参考にすることで、社会的に一層耐えるポリシーとしていくことが期待される。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。					
1	学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
					【2025】 現行の教育課程は一部の学部・研究科を除き、2024 年度の全学的なコアポリシーの見直し以前のものであるが、それまでも、全学部・研究科において全学の 2014 年ガイドラインに即して DP・CP に沿った授業科目を開設するとともに、ナンバリングやカリキュラムマップを設けることで、教育課程を体系的に編成している。さらに、全学は、全学部について「主要授業科目」の設定に向けた取り組みを開始させた。そこでは、「主要授業科目」について、 ・ 基幹教員（現専任教員）が担当する。 ・ 非常勤講師が担当する科目は主要授業科目とすることはできない。 ・ 複数クラスあり、現専任教員と非常勤講師が担当する場合は、授業の内容や到達目標、成績評価基準等について、現専任教員がハンドリングしていれば主要授業科目とすることは可能である。 ・ DP・CP に照らして設定することが重要である。 などの基準が設けられている。現状は意向調査にとどまるが、正式化すれば、一層の体系化が期待される。（資料：25-084） 2025 年度にカリキュラムを改正・実施したいずれの学部（仏教学部、地球環境科学部、心理学部、DS 学部）においても、DP・CP に照らし、授業形態（講義、演習、実験・実習など）、科目区分（分野、必修・選択必修など）、ナンバリング、カリキュラムマップを設け、学習の順次性や体系的な教育課程に注意を払っている（資料：25-009、25-010、25-080、25-086【ウェブ】、25-087【ウェブ】、25-088、25-089、25-090、25-095）。 6 つの専攻からなる文学研究科においては、他専攻の授業を 20 単位まで履修できるような制度を導入し、修士課程 1 年次の導入科目として専攻横断型の共通科目である「研究の基礎〔修士〕1・2」を開設するなど、専攻の数を活かした統合的・体系的な教育課程を編成している（資料：25-096）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☑	□	□	□	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 全学部・研究科において全学のガイドラインに即して DP・CP に沿った授業科目を開設するとともに、ナンバリングやカリキュラムマップを設
	○				

				けることで、教育課程を体系的に編成していることから、基準を満たしているといえる。今後、「主要授業科目」の正式化により、教育課程の一層体系的な編成が期待される。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。					
1	授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 2024 年度に実施した全学的なコアポリシーの見直しにおいて、DP・CP に応じた適切な授業形態・授業方法をとっているか確認した。また、教育の質保証および能動的学修への質的転換の観点から、2025 年度より全学的に①新アカデミック・カレンダーと②OpenLMS の導入を行うとともに、教育開発センターにおいて「授業ガイドライン」を作成し、周知した（資料：25-077【ウェブ】）。各授業担当者には、この新しい環境の下で、見直し後の DP・CP を踏まえた、適切な授業形態および授業方法の開発・実施が期待される。その期待された効果については、本年度末の成績や授業アンケートをもって検証する。 なお、社会福祉学部では、専任・非常勤を問わず教員が OpenLMS や Microsoft Teams を効果的に使用できるよう、非常勤講師懇談会において FD 研修会を行い、またレクチャー資料を全教員が閲覧可能な状態にした（資料：25-097）。 研究科においても、各専攻の DP を踏まえ、講義や演習、実験、実習などの適切な授業形態、方法に基づいて授業を開講している。また文学研究科においては、「研究の基礎」においてキャリアデザイン支援や研究助成獲得支援のための授業を行っており、こうした取り組みは、受講生対象のアンケートにおいても、有意義であるとの評価を得ている。（資料：25-096、25-098、25-099、25-100、25-101、25-102、25-103）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 オンライン授業については、文部科学省のガイドラインに従うことはもとより、2024 年度に「授業ガイドライン」を教育開発センターで作成し、その中で活用方途や注意点を盛り込んで実施している。その期待された効果については、本年度末の成績や授業アンケートをもって検証する（資料：25-082【ウェブ】、25-077）。 学部の取り組み例として、心理学部では、2025 年度から学部共通で実施したオンライン科目の運営に関して、2025 年度第 2 回心理学部 FD 研修会（10 月 22 日）において担当教員より話題提供を求め、学部として改善点を

					共有した（資料：25-105、25-106、25-107）。 各研究科のうち、社会人学生の比率が高い法学研究科においては、基礎的な知識技能を提供する入門科目、修士論文の作成に直結する演習科目等については対面授業を基本とし、関連領域については、オンラインでの学びも可とするとともに、オンライン授業と対面授業の時間割配置のバランスにも配慮するなどの工夫を講じている。（資料：25-108）。 【2026】 【2027】 【2028】
3	授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 全学部において、学生の多様な学習到達度や意欲に対応するため、オフィスアワーの設定、成績不振学生への指導といった共通の支援体制を整備している。これらの効果については、本年度末の成績や授業アンケートをもって検証する。 また、学部の取り組み例として、経済・経営・地球環境・DS 学部等では、語学や専門科目において、成績や GPA 等に基づく習熟度別クラス編成を行い、能力に応じた指導を実践している（資料：25-087【ウェブ】25-109）。また、仏教・文・心理・社会福祉学部等では、懇談室の設置、担任・ゼミ教員による個別面談、入学時アンケート活用した修学指導、シラバス点検などを実施し、学生の主体的な学習意欲の向上を図っている（資料：25-078、25-083、25-090、25-093、25-110、25-111、25-112、25-113）。法学部では、入学時にプレイスメントテストを行い、その結果に基づいて担任制のレベル別クラス編成（基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ、アカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ、英語Ⅰ・Ⅱ）を行っている（資料：25-114、25-115）。このように各学部が特色ある取り組みを工夫しながら行っている実態を、今後全学的に共有し、参考にできる状況をつくっていくことが期待される。 大学院においては、全ての大学院生および各指導教員に対して「研究計画・指導計画書」と「研究報告・指導報告書」の作成・提出を義務付けている。加えて、修士論文中間報告会（中間発表会）の実施を実施するなどして、各大学院生の学習状況や研究活動の進捗を組織的に把握し、指導につなげている（資料：25-096、25-098、25-099、25-100、25-101、25-102、25-103）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 全学的に授業形態・授業方法の適切性を確認しており、学生に対する指導や支援体制も学部・研究科ごとに整備しているため、概ね満たしているとい
	○				

				える。今後、特色ある個別の取り組みの共有と効果検証により、一層の充実が期待される。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。					
1	成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 シラバスで成績評価基準を明示し、これに基づいた単位認定を行っている。また、成績評価を含むシラバスの各項目については、各授業担当教員に対し「シラバス作成要領」を示すとともに、全学の指示のもと各学部・研究科においてチェック体制を築いて、毎年チェックを実施している。（資料：25-078、25-083） 学部別の取り組み例として、仏教学部では、学業の集大成である卒業論文（必修）がさまざまなテーマ・内容で提出されることに鑑み、統一的な評価基準として「卒業論文（卒業制作含む）の成績判定基準」を策定（2013 年度公表、2015 年度一部改定）し、卒業論文の作成・提出・審査の手續と併せて『学生要覧』『講義案内』を通じて学生に公表している（資料：25-090）。経済学部では、複数クラスで開講される必修科目の成績分布はカリキュラム委員会で確認している（資料：25-116）。法学部では、教務委員会において、全学指示のチェック項目に加え、オリジナルの法学部共通項目として「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」「アカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」「英語Ⅰ・Ⅱ」の授業計画内容や成績評価基準についてもチェック対象としている（資料：25-117、25-118）。地球環境科学部では、単位認定の公平性について、環境システム学科・地理学科ともに複数クラス開講される必修科目の一部で単位認定の平準化と内容の統一性が図られるように確認する体制を整えている（資料：25-119）。心理学部では、成績評価の客観性・厳格性について、心理学部カリキュラム委員会が学科・学年ごとの履修科目の GPA の分布を確認することによって担保している（資料：25-120）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	成績評価及び単位認定にかかる基準・手續（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 成績評価・単位認定にかかる基準については、シラバス上でデフォルトとして明示している（資料：25-090、25-121、25-122、25-123、25-124、25-125、25-126、25-095、25-093、25-127）。手續面では、全学的に成績調査確認申請制度を設け、その利用について「学生要覧」等で周知している。（資料：25-009） 【2026】 【2027】

					【2028】
3	既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 既修得単位や実践的な能力を修得しているものに対する単位認定については、学則で手続を明示したうえで、実施している（資料：25-002 第18条、第18条の2）。 立正大学大学院学則第8条の3において、大学院研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本学学生に本学大学院の授業科目を履修させ、単位を修得させることができることを定め、当該学生が大学院に入学した場合は15単位を超えない範囲で大学院における取得単位数に算入することができることを定めている（資料：25-003）。これに基づいて、心理科学研究科を除く各研究科において先取り履修制度を設け、各研究科委員会において単位の認定を行っている（資料：25-128、25-129、25-130、25-131、25-132、25-133）。また、立正大学大学院学則第9条および第10条において、大学院研究科委員会が特に優れた業績を上げたと認めた者に対しては、標準修業年限に対する早期の修了を認めている。 【2026】 【2027】 【2028】
4	学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 学位授与実施手続・体制については、学則で明示的に定めており、学生要覧等でも周知している。（25-002 第94条、25-003 第6条の2、第9条、第10条） 大学院における学位授与の基準や手続については、立正大学大学院学則第11条から第30条および立正大学大学院学位規則に定めている（資料：25-003、25-134）。また、これに基づいて各研究科において学位審査に関する申し合わせを策定し、学位授与における実施手続及び体制を明確にしている（資料：25-135、25-136、25-137、25-138、25-139、25-140、25-141、25-142、25-143、25-144、25-145、25-146、25-147、立25-148、25-149、25-150、25-151、25-152、25-153）。 また、学位論文審査の結果に不服がある場合に論文提出者が不服申し立てを行う手続についても学位論文審査の不服申し立てに関する申し合わせに定めており（資料：25-154）、再審査の手続を適切に定めている。 【2026】 【2027】 【2028】
5	学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。				

	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 DP に即して、学則上の卒業要件・修了要件（学則第 27 条、大学院学則第 9 条・第 10 条）に照らし、これを満たした者に学位を授与している。 立正大学大学院学則第 6 条の 2、各専攻の教育研究上の目的を明示するとともに、立正大学大学院学則第 6 条の 2、第 9 条、第 10 条において、各専攻の修了要件を定め、DP に則した学位の授与を行っている。 【2026】 【2027】 【2028】	
	☒	☐	☐	☐		
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 成績評価、単位認定及び学位授与については、シラバス、学生要覧および学則・大学院学則でその基準・手続・体制を明確に定め、学生に周知して実施しており、概ね適切であるといえる。 大学院においても、学位審査や不服審査にかかわる各種基準・手続・体制を整備しており、概ね適切であるといえる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	☐					
評価基準		◎		○	△	×
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。					
1	学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 2024 年度の全学的なコアポリシー見直しにおいて、DP で定めた学習成果を把握・評価する目的・指標・方法等を概ね明確にした（資料：25-084、25-085）。 大学院においては、アセスメントポリシーに示す通り、単位取得状況、学位授与数、APRIN e ラーニングプログラム履修状況などの客観的指標、大学院生全員を対象とした大学院学修成果・満足度調査による大学院生自身の自己報告、研究指導計画書および研究指導報告書などなどの定性的な指標、加えて学位論文評価のためのルーブリックなど多面的な指標を活用し、適切な指標や方法を用いて、学修成果の把握・評価を行っている。 【2026】 【2027】 【2028】
2	学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 上記見直しの基礎となった全学のガイドラインにおいて、指標は DP に定めた学習成果の把握・評価する方法として明確となっており、全学共通のフォーマットでも DP と CP を関連性を示す欄が設けられていることから、適切であるといえる（資料：25-074）。また、指標を開発しただけでなく、それに基づく評価の基準も根拠を伴う形で定めている（資料：25-085）。 特色ある指標の例として、経済学部では ERE（経済学認定試験）や簿記・金融に関する資格取得状況を、法学部では、法学検定試験ベーシックと日本語検定試験 3 級の受検状況を、心理学部でも心理学検定の認定結果を、それぞれ DP 把握のための指標・基準として用いている（資料：25-085）。 大学院では、ASP に示す通り、単位取得状況、学位授与数、APRIN e ラーニングプログラム履修状況などの客観的指標、大学院生全員を対象とした大学院学修成果・満足度調査による大学院生自身の自己報告、研究指導計画書および研究指導報告書などなどの定性的な指標、加えて学位論文評価のためのルーブリックなど多面的な指標を活用し、適切な指標や方法を用いて、学修成果の把握・評価を行っている（資料：25-085）。 【2026】 【2027】 【2028】

3	指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 2024 年度にすべての学部・研究科においてコアポリシーの見直しと新たな指標・基準の開発を行ったことを受けて、2025 年度には、ASP に基づき、学科・専攻などの教育課程単位で、2024 年度末の成績評価や学習成果・満足度調査等の結果を用いて、把握・評価に取り組んだ（資料：25-026）。各学部・研究科は、アセスメントの結果を受けて、教育課程およびその内容、教育方法の適切性や課題、改善・向上方策などを検討し、全学的に共有した（資料：25-155）。もっとも、2025 年度は把握・評価の時期が遅く、活用するまでには至らなかった。 特色ある取り組み例として、心理学部は、学部独自の英語教育に関するアンケートを 1・2 年生に実施するとともに、学部生にポリシー認知度アンケートを実施し、GPS-Academic とともに、結果を学部 FD 研修会で報告・議論し、活用を図っている（資料：25-156、25-157、25-158）。 高等教育研究機構から、全ての学部研究科に対してアセスメントポリシーに基づく各課程の教育成果のアセスメント及びアセスメントに基づく評価と改善向上のための取り組みの検討を依頼している（資料：25-026）。学部や専攻などの教育課程単位で DP に基づく教育成果に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、教育課程及びその内容、教育方法の適切性や課題、適切性や課題を踏まえて改善・向上すべき点について検討することを求めている。このような組織的な取り組みによって、学習成果の把握・評価結果の活用を図っている。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 2024 年度にコアポリシーの見直しと新たな指標・基準の開発を行なったことで、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する体制は整備された。他方、その活用面では、2025 年度は把握・評価の時期自体が遅かったため、一部の学部を除き、全学的には活用には至らなかったことが課題である。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 心理学部では、学部独自に英語教育に関するアンケート、ポリシーア
	☐	☐	☐	☐	
	△				

				ンケートを実施し、活用を図っている。今後、経年データを蓄積・比較することで、また、全学的に共有を図ることで、さらなる活用が期待される（資料：25-156、25-157、25-158）。 ■課題と改善方策 2025 年度は把握・評価の時期が遅く、大学として設定する目的に応じた活用まで至らなかったため、2026 年度は学習成果の把握・評価の時期を早めることを決定した（資料：25-159）。 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 4 教育・学習

⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等については、「内部質保証に関する方針」「立正大学高等研究教育機構規程」「立正大学教育開発センター規程」で明確にしており、特にその体制については、「立正大学内部質保証システム概略図」として示し、全学的に共有している。(資料：25-035【ウェブ】、25-018、25-019) また、2025 年度には、個々のアセスメント指標を大きなサイクルの中で集約し、事業計画、方針自体の検証と結びつけるための全体スケジュールを決定した(資料：25-027)。今後、この新たなサイクルの検証が期待される。 ただし、こうした自己点検、内部質保証システムの在り方については、現在も構築の途上にある。このような背景をから 2025 (令和 7) 年度は、教育課程及びその内容、教育方法についての点検・評価、改善・向上への取り組みとそれに続く事業計画の策定、方針自体の検証を毎年度のサイクルで実施するとともに、多くの指標を集約して共有する方針を決定し(資料：25-027)、各種取り組みの枠組みを明確にした。 【2026】 【2027】 【2028】
2	課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 教育課程とその内容、教育方法の点検・評価は、立正大学 ASP の教育課程レベルにて示される指標に基づいて実施している。この指標には、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得等状況、進路状況等の情報などが含まれており、適切な情報に基づいて点検・評価が実施されているといえる。(資料：25-075【ウェブ】) 法学部では、法学検定試験ベーシックと日本語検定試験 3 級を 1 年生全員に受検させており、その状況を把握・活用している(資料：25-160、25-161)。 大学院では、全学的に実施している大学院学修成果・満足度調査で、学生の学修状況や進路状況等の情報を収集し、評価に活用している(資

					料：25-162)。また、臨床心理士、公認心理師養成を行っている心理学研究科臨床心理学専攻においては、臨床心理士、公認心理師の合格者数などの情報を評価に活用している（資料：25-085）。 全ての研究科で実施している大学院学修成果・満足度調査では、学生の学修状況や進路状況等の情報を収集し、評価に活用している（資料：25-163）。また、臨床心理士、公認心理師養成を行っている心理学研究科臨床心理学専攻においては、臨床心理士、公認心理師の合格者数などの情報を評価に活用している。 【2026】 【2027】 【2028】
3	外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 外部の視点を取り入れるため、学部では、一般的な外部評価委員会、数理・AI・DS教育プログラム（リテラシーレベル）、学生の意見をヒアリングする場としてSAとの意見交換会、院生懇談会を開催するなど、教育課程とその内容、教育方法の点検・評価の客観性を高める工夫に取り組んでいる。今後、学士課程レベルでより広い学生からの意見を取り入れる場・機会の制度化を設けることで、自己点検・評価の客観性を一層高めることが期待される（資料：25-076【ウェブ】、25-164、25-165、25-166）。 この面での特色ある取り組み例として、仏教学部では、2024年度末に成績上位の4年生を対象に学部独自のヒアリング調査を実施した（資料：25-167）。心理学部では、学部独自に英語教育に関するアンケートやポリシーアンケートを実施し、それらの結果を参考情報として学部で共有し、改善点について議論を行った（資料：25-156、25-157、25-158）。DS学部では、外部有識者（インターンシップの受け入れ先企業や自治体関係者など）を卒業研究報告会に招待してその場でフィードバックを受ける取り組みを実施し、概ね好評を得ている（資料：25-164）。 大学院では、大学院学修成果・満足度調査を全ての研究科で実施している（資料：25-162）。この調査には身についた力の自己評価や授業や研究指導体制への評価などの項目が含まれている。また、各研究科において院生懇談会を実施し、大学院教育の在り方について、大学院生の意見や要望を直接受け付けている（資料：25-166）。これらの取り組みを通して、教育課程およびその内容、教育方法についての点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている。文学研究科では、専攻横断の必修科目「研究の基礎」において、独自のアンケートを実施しており、授業運営に活用している（資料：25-104）。 大学院では大学院学修成果・満足度調査を全ての研究科で実施してい
	☒	☐	☐	☐	

					る。この調査には身についた力の自己評価や授業や研究指導体制への評価などの項目が含まれている。また、各研究科において院生懇談会を実施し、大学院教育の在り方について、大学院生の意見や要望を直接受け付けている。これらの取り組みを通して、教育課程およびその内容、教育方法についての点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている。また、文学研究科では、専攻横断の必修科目である「研究の基礎」において、独自のアンケートを実施しており、今後の授業運営に活用している。 【2026】 【2027】 【2028】
4	自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 2025 年度より、第 4 期認証評価に合わせて、新たな自己点検・評価シートを開発し、実施しており、全学的な共有を図りながら結果を改善・向上に役立てるための態勢を整備した（資料：25-168）。また、教育内容・方法の改善・向上を図り授業外学修を充実すべく、新アカデミックカレンダーと新 LMS を導入・実施するとともに、各授業担当者向けに「授業ガイドライン」を示した（資料：25-009、25-010、25-077）。他方、2025 年度については、アセスメントの時期自体が遅かったため、組織的に活用するには至らなかったため、新たなスケジュール・枠組みを整備した（資料：25-027）の枠組みについて。 ⑤－3 にも記載した通り、高等教育研究機構から、全ての学部研究科に対してアセスメントポリシーに基づく各課程の教育成果のアセスメント及びアセスメントに基づく評価と改善向上のための取り組みの検討を依頼している（資料：25-026）。学部や専攻などの教育課程単位で DP に基づく教育成果に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、教育課程及びその内容、教育方法の適切性や課題、適切性や課題を踏まえて改善・向上すべき点について検討することを求めている。このような組織的な取り組みによって、学習成果の把握・評価結果の活用を図っている。2025（令和 7）年度は、試行的段階であるため、点検・評価までの段階にとどまっているが、2026（令和 8）以降は、点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っていく予定となっている（資料：25-027）。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	○				【2025】

結果					上述のとおり、教育課程とその内容、教育方法については、関係規程・方針に示される基準や方法等に基づいて定期的に点検・評価を実施し、その結果を用いて改善・向上に向けて組織的に取り組んでおり、概ね基準を満たしているといえる。今後、自己点検・評価の客観性を高めるべく、「外部の視点」をより一般的に制度化することが期待される。また、2025（令和 7）年度に整備した、組織的取り組みのための新たなスケジュール・枠組み（資料：25-027）を、確実に実行することが求められる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 DS 学部では、4 年間の学びの集大成となる卒業研究報告会に外部有識者を招待し、概ね高評価を得た（資料：25-164）。今後、これらの取り組みを FD ニュースレターや FD 研修会等を通じて全学的に共有する。 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 5 学生の受け入れ

① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。					
1	学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学では建学の精神、教育目標を踏まえ、三つの方針の策定に関する基本方針に沿って「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を大学全体及び学位課程（学士、修士、博士）ごとに設定している（資料：25-073【ウェブ】、25-007【ウェブ】）。 三つの方針は、全学を単位として策定し、さらに学部・学科（必要に応じてコース）、研究科・専攻の単位で策定し、全学の方針と各学部・学科・コース、研究科・専攻の方針の整合性、一貫性に留意している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 学生の受け入れ方針は大学公式ホームページを通じて広く社会に向けて公表し、周知を図っている（資料：25-007【ウェブ】）。 学部においては、全ての学部・学科において、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像に関して、各学部・学科（コース）の入学者受け入れの方針において「学力の三要素に即した求める人物像」や「高等学校等で習得すべき具体的内容」、「入学前に求められる学習活動、学習歴」を定め、どのような人物を求めるのかを示すとともに、入学者に求められる能力が高等学校等での学習とどのように関連し、大学での学びへどのように結びつくのかを具体的に示している（例 資料：25-089【ウェブ】）。大学院においても、全ての研究科・専攻の入学者受け入れの方針において「学力の三要素に即した求める人物像」「入学までに身につけてほしい知識・能力等」を明示し、（例 資料：25-007【ウェブ】）、求める学生像を示している。 また、入学希望者に求める水準等の判定方法に関して、各試験区分における入学者判定方法の評価項目を＜知識・技能＞ ＜思考力・判断力・表現力＞ ＜主体性・多様性・協働性＞に分類し、その中で何を重視するか項目を示し、入学者選抜方法と求める人物像の関係を志願者等にわか

					りやすく公表している（資料：25-169【ウェブ】）。 個別の取り組みの例として地球環境科学部では、オープンキャンパスにおいて、2学科の学びについての説明とともに、入学者受け入れの方針についても説明を行い、志願者に対して求める人物像等についてわかりやすく伝えるよう工夫している。 【2026】 【2027】 【2028】
3	学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学では入学者受入れ方針に沿い、公正な入学者選抜を実施するため、入試センターを設置し、センター内に入試運営委員会を配置して全学的な入学者選抜の実施体制を整備している（資料：25-071）。 入試センターは、学長の指名を受けた入試センター長（以下「センター長」という。）入試センター部長、入試課長、入試課職員によって構成され、学生募集および入学者選抜に関する業務を担っている。 また、入試運営委員会は、センター長を委員長として、各学部から選出された入試運営委員と入試センター部長・入試課長で構成されており、入試業務の円滑な運営に必要な事項を検討している。 試験実施当日の対応は全教職員が運営にあたる体制としている。受験者数の規模に応じて試験日ごとに対応する教職員数は変動があるものの、原則として全ての教職員が、いずれかの日程で運営に携わっている。一方、試験問題の作成については、一般入学試験問題出題採点委員会を組織している（資料：25-170）。入学者選抜においては、公正性を担保するべく、試験実施環境の均一化に努め、試験実施要領や監督者マニュアルを整備し、入試業務にあたる教職員に対し事前説明を実施している。このことにより、全国各地の試験地においても本業務要領に沿って入学者選抜試験を同時に実施することで、入学者選抜の公平性を担保している。さらに、不合格者に対し、成績開示請求制度を設けることで、選抜の透明性を高めているほか、大学公式ホームページにおいて、前年度の入試データ・過去問題などを掲載し情報公開に努めている（資料：25-171）。なお、現在オンラインによる入学者選抜は行っていない。 合否判定については、立正大学入学者選考規程第3条に定める通り、学部教授会または研究科委員会が行い、学長がそれを承認することとなっている（資料：25-172、25-173）。また入学手続きを行った受験生に対する入学許可についても、最終的な責任者である学長のもと、一部権限を付託された学事課が中心となり行っている。
	☒	☐	☐	☐	

				また、学部一般選抜における合否判定に際して、選択科目間の難易度を是正するため試験の得点に偏差値換算処理を行った上で判定点として取り扱い、公正・公平な入学者選抜を実施している（資料：25-174）。 例えば、経営学部の合否判定の手続きについては、学部長を中心とした学部主任会および入試運営委員により原案が作成され、学部教授会が同案を審議している。個々の教員の判断に依存しない合議制の仕組みが確保されている。また、面接試験を伴う総合型選抜および学校推薦型選抜では、学部で統一した面接シートを使用し、複数名の教員が面接を担当することで、評価の客観性と透明性を確保している。教員間の協議によって評価点を決定する仕組みを採用することで、主観的な判断を排除し、公平性・公正性の保持に努めている。さらに、筆記試験を中心とする一般選抜および大学入学共通テスト利用選抜においては、学部主任会および入試運営委員会が合格最低点を設定し、教授会での審議を経て確定する手続きを設けている。これにより、判定基準の明確化と選抜の適正な運用が制度的に担保されている。このように、選抜方式にかかわらず、統一的な手続きと透明性のある運営によって、公平かつ公正な入学者選抜を実施している。 【2026】 【2027】 【2028】
4	入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。			
	2025	2026	2027	2028
	☒	☐	☐	■コメント 【2025】 入学を希望する志願者のうち、障害等があり、受験上および修学上（入学後の大学生活等）の配慮を希望する場合は、多様な学生の受入れについての対応方針「障害のある学生の受入れ方針」に基づく配慮を行っている。試験自体は対面を原則とし、入学試験上の公平性、公正性、厳正性が担保されることを条件として、受験時に一定の合理的な配慮・支援を受けられるよう体制を整備している（資料：25-175【ウェブ】）。学生募集要項に記載しており、大学公式ホームページに申請の流れ、配慮申請に関する注意事項、これまで実施した受験上の配慮の例を掲載して受け入れを行っている（資料：25-176【ウェブ】）。なお、具体的な配慮内容は(独)大学入試センターの指針を準用しながら、手話通訳の同席や補聴器使用の許可、別室受験や試験時間の延長など、合理的配慮を行っている。 【2026】 【2027】

					【2028】
5	すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 学部・研究科ごとの入学金、授業料、施設設備金などの学費等納付金額の詳細および学内外の奨学金等の情報提供は、大学案内(大学院案内)、学生募集要項及び各種入学手続要項に掲載し、大学公式ホームページにおいても公表し周知を図っている。オープンキャンパスでは、奨学金制度のガイダンスや経済的支援についての個別相談を実施し、詳細な情報提供を行っている(資料:25-177【ウェブ】、25-178【ウェブ】)。 また、入学者選抜と連携する立正大学独自の奨学金制度として「チャレンジ奨学生」を設けている。この制度は、毎年給付される学業奨励金と、奨学生が自ら計画する学業、研究、留学やフィールドワークなど、様々なチャレンジ活動に使用可能なチャレンジ奨学金の2つからなる。学生のチャレンジとキャリアアップを支援することを目的とした奨学金制度である(資料:25-179【ウェブ】)。さらに、2026年度入学者より、立正大学独自の新しい奨学金制度「エール奨学金(入学前予約型)」が開始する予定である(資料:25-180【ウェブ】)。大学院においても、履修における様々な制度や入学・修了制度についても情報提供を行うとともに、大学院入試説明会を実施し、各種制度等についての情報提供や個別相談会を実施し、学生募集に関する情報をわかりやすく伝えるよう工夫を行っている。(資料:25-181、25-182【ウェブ】)。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	☐				【2025】 学生の受け入れ方針は、学位課程ごと(学士・修士・博士)に設定しており、大学公式ホームページを通じて広く社会に向けて公表し、周知を図っている。 また、学生の受け入れ方針では、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等にわかりやすく示している。 さらに、学生の受け入れ方針に沿い、公正な入学者選抜を実施するため、入試センターを設置し、センター内に入試運営委員会を配置して全学的な入学者選抜の実施体制を整備している。 特別な配慮を必要とする志願者には「障害のある学生の受入れ方針」に基づき、受験時に合理的な配慮・支援を受けられるよう体制を整備し

				ている。 志願者に対する情報提供は、学費等納付金および学内外の奨学金等の経済的支援について、大学公式ホームページ他で公表している。さらに、立正大学独自の新しい奨学金制度も拡充している。 こうしたことから概ね満たしているといえる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 特になし ■課題と改善方策 特になし ■成果（発展・改善方策の結果） 特になし	
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 5 学生の受け入れ

② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。					
1	学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 入学定員に対する入学定員充足率は、2025（令和7）年度では学士課程全体で 0.99、入学定員充足率の 5 年平均では 0.94 と適正な値を維持している。しかし、学部単位で見ると入学定員充足率の 5 年平均において、仏教学部で 0.74、社会福祉学部社会福祉学科で 0.76、子ども教育福祉学科で 0.78、およびそれに伴い社会福祉学部全体で 0.77、地球環境科学部環境システム学科で 0.73、地理学科で 0.67、およびそれに伴い地球環境科学部全体でも 0.70 となり是正勧告に該当し、データサイエンス学部で 0.84 と改善課題に該当する（資料：25-183）。また、2025（令和7）年度入試において指定校制推薦選抜および公募制推薦選抜、総合型選抜においては募集定員の 2 倍を超える入学者となっている学部も散見された（資料：25-183）。また、編入学生数比率に関しては、募集時は全ての学部で「若干名」としており、実際の編入学生数もその範囲を逸脱したものは見受けられない（資料：25-183）。 以上のように、一部の学部・学科や入試区分においては適正な定員管理のための対策が必要と考えられるが、基本的に全体の運用は概ね範囲内となっている。こうした学生の受け入れにかかわる事項については、毎年度学部長会議などにおいて、志願状況や定員充足状況とその原因分析・対応を含めた定員管理方針を確認・共有している（資料：25-184、25-185、25-186）。 大学院における収容定員充足率は、修士課程全体で 2025（令和7）年度では 0.56 である。各研究科のうち文学研究科で 0.42、地球環境科学研究科で 0.42 と 2025（令和7）年度の収容定員充足率が 0.5 を下回って改善課題に該当する（資料：25-183）。博士課程全体の収容定員充足率は 2025（令和7）年度で 0.43 である。各研究科のうち、社会福祉学研究科で 0.11、地球環境科学研究科で 0.29 と 2025（令和7）年度の収容定員充足率が 0.33 を下回って改善課題に該当する（資料：25-183）。 例えば、定員未充足の対策として、仏教学部では、仏教学部企画広報委員会を組織し、入試広報面の検討を行い、対策を実施している。具体的には、学部ホームページやパンフレットの充実を図るとともに、各種 SNS（YouTube、Instagram、X）を使用し、受験生に対して仏教学部の特徴や魅力を積極的に発信している。また、オープンキャンパスでは、仏教学部の独自性が受験生に伝わるよう努めている。社会福祉学部では、教員による高等学校への訪問や模擬授業への参加、大学全体に加えた学部独自のオープンキャンパスの開催、Web サイトや SNS の充実や広

					告費をかけた活性化、近隣自治体の審議会委員等への就任によるプレゼンスの向上を目指す取り組み等を行っている。また、学部全体や各学科でも議論を重ね、入学志願者確保のためのカリキュラムの見せ方の工夫について議論・実践を行うほか、定員削減を含むカリキュラム改革についても議論し、その実現に向けて大学本部への働きかけを行っている。地球環境科学部では、入学定員に対する充足率について問題を強く認識し、是正に取り組んでいる。まず、学部内の入学者選考委員会、入試対策小委員会、および学部運営委員会において前年度の総括と検証を行っている。また、教授会では外部の入試対策の専門家を講師に招いた学部FDを実施し、学部内で情報を共有している。さらに、入試対策小委員会と中心に学部学科活動の広報による情報発信をより活発にかつ積極的に行っている。特に SNS や HP を用いて学生生活の様子や学外での活動の様子、また研究活動の紹介などを行っている。入試関連の相談窓口についての情報も HP 等に随時公開している。さらに、高大連携のための模擬授業について積極的に行うように授業コンテンツも HP に掲載している。データサイエンス学部では、学部としては、様々な手段を用いた広報を行い、収容定員、募集定員の確保を目指しており、学生募集関係費には学部の運営経費である「学部共通費」の 38.8% を費やしている。さらなる学生確保のため、2026 年度には、これまでの努力に加えて、専任教員による高校への説明のための訪問機会を増加していく予定である。 また、大学院の定員未充足の対策として、文学研究科では、SNS 等を用いた情宣活動の充実、大学院受験希望者の指向内容と大学院における教育内容との一致を図る入試説明・進学相談会の実施、学部生に対する大学院認知向上と学びの体験を内包する単位先取履修制度の推進および院生主体の学術交流会の実施、学費負担を軽減する奨学金制度や TA 制度の充実化とその情宣、内部進学者の増加を図る推薦入試制度の導入（社会学専攻修士課程）等である。これらの諸策は一定程度の成果を上げていることから、それを今後さらに学生の事情に即した内容に随時更新していく。地球環境科学研究科では、2026 年度入試から修士課程では C 日程（2 月）でも推薦入試を実施すること、博士課程では社会特別選抜の入試科目の見直しに加えて秋入学制度を導入することを 2024 年度に決定している。社会福祉研究科では、教育訓練給付金、奨学金、オンラインを含めたハイフレックス授業（環境整備を含む）、単位先取り制度や 1 年修了制度の整備などに取り組み、積極的に周知した。また、研究科のパンフレットを自治体や施設等に送付している。 【2026】 【2027】 【2028】
点検	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果

評価 結果				【2025】 学部における入学定員充足率の 5 年平均では 0.94 と適正な値を維持している。しかし、学部単位で見ると入学定員充足率の 5 年平均においてやや低い水準にある学部も見られる。一部の学部・学科においては適正な定員管理のための対策が必要と考えられるが、基本的に全体の運用は概ね範囲内となっている。また、入学定員に対する入学定員充足率は、2025（令和 7）年度では学士課程全体で 0.99 と 1.0 に近づきつつあり改善の兆候が見られる。 大学院における収容定員充足率は、修士課程全体で 2025（令和 7）年度では 0.56 であり、決して高い水準ではないものの基本的に全体の運用は概ね範囲内となっている。博士課程全体の収容定員充足率は 2025（令和 7）年度で 0.43 であり、決して高い水準ではないものの基本的に全体の運用は概ね範囲内となっている。大学院全体としての収容定員充足率は改善の兆しがあるものの、一部の研究科においては収容定員に対し未充足な状況が少なからずあり、適正な定員管理のための対策が必要と考えられる。 △ 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 特になし ■課題と改善方策 一部改善傾向は見られるものの、定員充足率の低い学部・研究科が引き続き存在している。そのため、学生募集方法の見直し等も含め、引き続き在籍学生数の適正な管理が必要である。 ■成果（発展・改善方策の結果） 特になし	
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 5 学生の受け入れ

③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学では、入学者選抜に関する出願資格や試験科目、配点・時間、募集人員や出願期間・試験日・合格発表日・手続き締切日を入試運営委員会にて適宜審議している（資料：25-187）。 学生の受け入れにかかわる事項については、毎年度学部長会議などにて、志願状況や定員充足状況とその原因分析・対応を含めた定員管理方針を確認・共有し、改善策を講じている（資料：25-188）。 また、研究科の入試結果については研究科長会議で報告されて課題を共有している（資料：25-189）。さらに、大学院改革のための意見交換について、研究科長会議とは別の場を設けて、改善に取り組んでいる（資料：25-189）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 学生の受け入れにかかわる事項については、毎年度学部長会議などにおいて、志願状況や定員充足状況とその原因分析・対応を含めた定員管理方針を確認・共有し、改善策を講じている（資料：25-186）。 2025 年度学部入試において、志願者獲得のための改善や向上に取り組みを以下のとおり行った（資料：25-190）。 ・総合型選抜を見直し、2つの評価方法に分けて実施し受験生がより取り組みやすいように制度変更を行った。 ・新課程（新学習指導要領）に対応するため、「地歴・公民」の出題範囲を変更した。 ・大学入学共通テストに合わせ「情報」を一般選抜における入試科目として新たに採用した。 ・家計の負担を減らすため、複数学部等に併願しても同一検定料となる検定料定額制度を新たに導入した。 ・進学時に役立つ「立正大学特別奨学生 TOP150」における給付金額を40万円から100万円に増額し大幅な見直しを実施した。 ・地方で受験できる試験会場を4会場新設し、全国で15会場に拡大し

					た。 ・全ての入試制度における出願と可否の確認を WEB に切り替えた。 なお、学部 2026 年度入試においては、公募制推薦選抜において「基礎学力テスト型」の導入と全学部一般選抜等において英語外部試験利用方式を導入するなどの入試制度改革も予定している。 研究科の入試結果については研究科長会議で報告されて課題を共有している。大学院全体としての収容定員充足率はほぼ横ばいではあるものの、一部の研究科においては収容定員に対し未充足な状況が少なからずあり、適正な定員管理のための対策が必要と考えられる。 改善策として、大学院研究科合同のオープンキャンパスを開催し、その中で大学院説明会として大学院全体における制度（長期履修制度・相互履修制度・奨学金制度・キャリアサポート制度・留学制度・研究支援制度・入試制度等）の説明を来場者に行い、終了後は各研究科での個別相談を実施した。個別相談はオンラインでも行えるように改善した（資料：25-191）。さらに来場促進のため、日本語学校や社会福祉関連施設にオープンキャンパス開催案内を郵送した。オープンキャンパスのアンケート結果によるとイベントは概ね良好であった。さらに留学生向け進路説明会等に参加し、大学独自の留学生のための授業料減免制度について説明をおこなった。 研究科独自の取り組みとして、法学研究科では定員充足状況に関する点検・評価の過程で、税理士資格の取得を目指す社会人で、かつ法学部以外の学部を卒業した者に対し、法学研究科での学びを通じた資格取得の方法と、その魅力を訴求する試みの必要性を共有している。その結果、Web 上で、「研究計画書の書き方講座」や「大学院進学に悩む社会人向けの「修了生（税理士）の大学院進学体験談」等の企画実施し、志願者を増やす成果を上げている。 地球環境科学研究科環境システム学専攻は、独自に「実験実習指導員」を運用し、教育研究環境を整えることで博士課程の在籍者数が微増傾向にある。また、内部進学者の拡充を企図して 2023 年度秋より開始した学部成績優秀者（3 年生）にむけた DM により、特に地理空間システム学専攻の修士課程入学者数に顕著な増加が認められる。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025 △	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 学生の受け入れに関わる事項について学部長会議や研究科長会議および各教授会・各研究科委員会等でも定期的に点検・評価を概ね実施しているが、定員未充足の学部学科や研究科等が少なからずあり、必ずし

				も成果が上がっているとは言えない状況である。 点検・評価の結果を活用して効果的な取り組みへとつなげているといえる状況ではないが、現状を鑑み、学生の受け入れに関わる事項、特に入試制度に関わるところでの改善や向上に取り組みを始めているところであり、今後も継続的に学生の受け入れに関する事項については、全学的に見直しを行っていく予定である。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 特になし ■課題と改善方策 点検・評価の結果に基づく取り組みは行われているものの、依然として定員未充足の学部学科や研究科等が存在しており、引き続き改善に向けた取り組みを継続していく必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果） 特になし
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。					
1	大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※ 具体的な例 ● 教員が担う責任の明確性。 ● 法令で必要とされる数の充足。 ● 科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ● 各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ● 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント 【2025】 ● 教員に求められる素養として、求める教員像を定め公表している（資料：25-011、25-192【ウェブ】）。また、全学および各学部・研究科において教員組織の編成方針を策定し、公表している（資料：25-011、25-193【ウェブ】）。 ● 学則第 11 章において、教員が担う責任を明示している（資料：25-002）。 ● 教員数は、法定教員数 274 に対し専任教員数 291（5/1 現在）であり、法令で必要とされる教員数を充足している。学部における ST 比は人文・社会系においては 60 名以内程度、自然系、芸術学・体育学・家政学系では 40 名以内程度であり、基準値の範囲に収まっている（資料：25-183 表 1）。 ● 人員確保については教員人事に関する申し合わせにもとづき、組織的な教員数の把握と教育・研究水準維持のための人員確保に努めている（資料：25-194）。 ● 各学部・研究科における組織の運営方針を定めた教員組織の編成方針にもとづき教員人事配置を行っている（資料：25-011）。 ● 各教員の担当授業科目、担当授業時間の把握・管理について、本学では就業規則に、授業最低義務時間（1 週 4 コマ）を定め、各教員の担当コマ数についても把握している（資料：25-195、25-183 立正表 3）。 ● 役職者等については、校務負担を考慮したノルマコマの減免措置を講じている（資料：25-196）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教				

	員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 現在、本学においてクロスアポイントメント制度の利用について定めた規約はなく、当該制度の利用者もない。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
3	教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 各学部・研究科のカリキュラム担当教職員が学生の単位取得のための計画作成をサポートするなど、教員と職員が非形式的に連携・協働を行ない円滑な運営を実現している。しかし公的には明確な指針・規約等を定めてはいないのが現状である。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
4	授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● SA・TA に関する規約類を整備している（資料：25-197、25-198）。 ● SA・TA の採用にあたっては、各学部・研究科において資格要件を定めるとともに、職務等に関する事前研修の受講を義務付けている（資料：25-197、25-198、25-199）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 教員の編成、教員と職員の役割分担と連携、指導補助者の適切な業務実施等について、上記の通り求められる基準を満たしている。一方、本学では現在クロスアポイントメント制度を活用していないため規程等を
	◎				

					整備していないが、今後同制度の利用・実施に備え整備する必要がある。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 クロスアポイントメント制度を今後利用する場合には、関連する規約等を整備する必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果）	
評価基準	◎		○		△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている		課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 6 教員・教員組織

② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。					
1	教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 立正大学教員任用基準規程ならびに立正大学特任教員規程において、専任教員および非常勤講師、任期付き教員の任用基準を規定している（資料：25-200、25-201）。また、その他各学部 of 教育研究特性等に応じ、必要な規約類を整備し任用基準を定めている。 ● 資格課程等、センター所属教員に関する任用基準について、個別に必要な要件を明示した規約類を整備している（資料：25-202、25-203、25-204）。 ● これらの基準に基づき、学則において教員の任用にかかる手続きを規定し、その履行のために必要な規程・規約類を整備している（資料：25-002、25-201）。 ● 教員の昇任については、原則として任用基準に規定する業績を基準とし、その他各学部で昇任人事審査に必要な規約類を整備している（資料：25-205、25-206）。 ● 昇任にかかる手続きについては原則として任用手続に準じ、各学部で必要な規約類を整備している。 ● 任用・昇任に当たってはその公平性を担保するために、選考主体となる各学部において、任用・昇任にかかる審査会を設置し、適切なプロセスを経て任免・委嘱している。 ● 学部における具体的な取組みとして、仏教学部における教員の採用・昇任については、「立正大学教員任用基準規程」に準拠した「立正大学仏教学部教員任用規程」、「助教及び助手の任用に関する申し合わせ」に準拠した「立正大学仏教学部助教任用に関する申し合わせ」、「立正大学特任教員規程」に準拠した「立正大学仏教学部特任教員任用に関する内規」にそれぞれ審査基準および手続きを定め、これに則って適切に実施している。また、教員の募集にあたっては、まず補充しようとする学科において求める教員の専門分野等を検討し、その意向を踏まえて「立正大学仏教学部教員任用規程」に規定する選考委員会において募集要領の内容を整え、原則公募している。こうした取り組みの実態は、自己点検・評価シートにおいてその状況を把握し、高等教育研究機構会議においてその適切性を確認している。（資料：25-200、25-207、25-208、25-209、25-210） 【2026】 【2027】
	☒	☐	☐	☐	

					【2028】
	年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。				
2	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 学部・研究科における教員組織については、それぞれに掲げる教員組織の編成方針にもとづき性別や年齢構成等、持続可能性と多様性に配慮した編成を行っている（資料：25-183 表5）。 ● 全学として配慮が必要な指標として女性教員比率を定めており、本年度は約 26.8%(前年度比 0.6pts ↑)と国内の国公私立大学における女性教員比率の 28.2%(前年度比 0.4pts ↑)に近い水準で推移している（資料：25-183 表1、25-211）。 ● 学部における具体的な取組みとして、心理学部における教員組織編制については、学部で定める教員組織の編成方針に掲げる教員構成に関する配慮事項にもとづき「心理学部第二次中期人事計画」を策定している。年齢構成の中期的な推移を把握したうえで、当該年度の任用計画を立案するなど、方針に沿った運用に努めている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	○				【2025】 本学では上記の通り、教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準および手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っている。一方、教員の多様性に関しては学部・研究科単位で教育研究特性に応じた組織編成を行うことが実質的であることから、全学として年齢や性別についての基準を定めていないものの、教員数における女性比率は社会的要請への配慮として意識した取り組みを行っており、国内の国公私立大学全体に近い水準を維持している。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 教員組織の編成方針に定める教員構成に関する配慮事項を実質化するため、中期的なスパンでの人事計画を策定している事例については、教員人事に関する申し合わせに定める人事計画の策定にあたって、予め有

				することが望ましいものであるため、その有無を確認し利用を勧奨していく。 ■課題と改善方策 今後、教員の任用・承認に関しては引き続き公平性・多様性を考慮し、学部の実態に合わせた教員の採用を行っていく。 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎			
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	◎	○	△
		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	×
				評価項目を満たしていない

基準 6 教員・教員組織

③ 教員研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。					
1	教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 全学的に FD 活動を推進するべく、FD 実施に関する方針を策定している（資料：25-011）。FD 活動を統括する高等教育研究機構会議において、FD 活動計画を策定している（資料：25-212）。2025 年度は FD 活動方針を「教育研究の「質」の更なる高度化」と定め取り組みを行った。 ● 当該活動計画にもとづき、教育の質向上に資する FD 活動が実施されている（資料：25-213、25-214）。2025 年度は全学的 FD として「令和 7 年度外部アセスメント（GPS-Academic 1・3 年生）報告会」、「生成 AI 時代の教え方～学びを担保しつつ、良くするアイデア～」を開催した。 ● 教育開発センター共催による、各部局主催の FD 活動が活発に行われている（資料：25-215）。 ● FD 研修を通じた成果は、各回のアンケートや FD 活動報告書において確認されている（資料：25-216）。 ● 学部における具体的な取組みとして、経済学部においては、学部内に FD 推進部会を設置し、部会を中心に年数回の FD 研修会を開催することで、学部所属教員の教育活動の改善・向上に努めているほか、附置研究所である経済研究所を中心に月例研究会を開催し、所員でもある教員の研究活動の活性化を図っている。また、毎年度、各教員に前年度の研究活動や社会貢献等の報告を求め、それらを大学および学部ホームページ等で公表することで情報共有を行い、研究活動や社会貢献等の活性化や質的向上に取り組んでいる。 【2026】 【2027】 【2028】
2	教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 前項目と同様に、全学的な FD 活動計画にもとづき取り組みを行っている。 ● 学部における具体的な取組みとして、社会福祉学部では、教員の研

					究活動の活性化や資質向上を図るため、独自に倫理審査委員会を開設し、倫理審査を適宜行っている。年に4回申請を受け付け、倫理審査を実施している。倫理審査委員会内では役割分担ができており、適切な運用ができています。結果、教員の研究活動の向上に成果を得ている。 【2026】 【2027】 【2028】
3	大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 授業アンケートの結果を活用し、高い教育成果を上げた授業および科目担当者に立正大学ベスト・クラス賞を授与し、顕彰している（資料：25-217）。 ● 優れた教育研究活動、社会貢献活動を顕彰し、より活性化するための教員表彰制度として蘊奥賞を設けている（資料：25-218）。 ● 上記のいずれの顕彰制度についても、毎年度候補者を選出し、広く学内外に公表している。 【2026】 【2027】 【2028】
4	教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になれるよう図っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 本学ではSA・TAの規約類を整備し、その職務等に関する事前研修を実施している（資料：25-197、25-198）。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	◎				【2025】 上記の通り、本学ではFD活動を全学的に推進し、教員の教育能力の向上や社会貢献活動等の活性化を図っている。また、教員の業績評価の

				一環として、高い教育成果を上げた教員の顕彰などを行っている。加えて、SA・TA 制度を整備し、指導補助者も加えて授業の運営等が適切になされるよう図っている。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 全学的 FD 活動を統括する高等教育研究機構の傘下で実質的な計画・実施を担う教育開発センター主催の活動のほか、各部局が企画する FD 活動の情報を教育開発センターで集約し、情報発信のチャンネルを統合するなど組織的な活動として機能している。 今後は事業計画と紐づいた FD 活動も積極的に取り入れることで、より効果的な事業展開が可能となるよう計画していく。 ■課題と改善方策 現状の FD 研修は、障がいなどを持つ学生への対応やハラスメント研修など、教育および学生生活の質向上に焦点を置くものが主である。今後、教員の社会貢献の推進に焦点を置いた FD 活動も、より積極的に実施していくことが望ましいと考えられる。 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 6 教員・教員組織

④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 自己点検・評価シートを用いた定期検証を行っている。 ● 自己点検・評価の第一義的役割を担う各学部・研究科における点検・評価結果を、内部質保証に責任を負う組織である機構会議で把握している。 ● 教員人事に関する申し合わせにもとづく点検として、法定教員数の充足状況と当該年度の人事計画について確認を行っている（資料：25-194、25-220、25-221）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
2	点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 改善・向上の第一義的役割を担う各学部・研究科において、自己点検・評価活動を通して明らかにした課題について自己点検・評価シートに取りまとめ、改善・向上が図られている。また全学的見地から改善・向上の責任を負う機構会議においてその状況を把握し、課題解決に資する支援がなされている。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 上記の通り、関連する方針および教員人事に関する申し合わせにもとづく点検を通じて、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し現状及び課題を適切に把握している。 【2026】 【2027】 【2028】
	○				

					■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）		
評価基準	◎				○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある				評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 7 学生支援

① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。					
1	学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 立正大学は教育目標として、その学士課程教育プログラム（正課外の者も含む。）を通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための人材として、「モラリスト×エキスパート」を養成することをかかげており（資料：25-007【ウェブ】）、大学としてその目標を達成するための学びを促す教育的環境基盤を整備し、それにより学生一人ひとりが安心・安全にして充実したキャンパスライフを送り、希望する進路に進むことができるよう、「学生支援に関する方針」を定めている。当該方針は修学支援、生活支援、進路支援から成り、多様な学生の受け入れに対応すべく、その内容を整備している（資料：25-222【ウェブ】）。同方針の周知については、大学公式ホームページに掲載するとともに、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている（資料：25-011）。 このような方針のもと、教育開発センター、国際交流センター、情報環境基盤センター、障害学生支援室、学生カウンセリングルームなどの組織を設置し、各センターや部局において教員と職員がそれぞれ連携し役割を果たしながら支援を行っている。 【2026】 【2027】 【2028】
2	各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 学生支援のため、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。例えば障害学生支援室では、支援を必要とする学生をサポートするスタッフとして、臨床心理士や公認心理師の資格を有する相談員を品川キャンパスで3名、熊谷キャンパスで2名配置している。また、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーの資格を有する、キャリアカウンセラーを品川キャンパスで10名、熊谷キャンパスで3名配置し、学生のキャリア支援に携わっている。 その他、学生の様々な相談に応じるため学生カウンセリングルームを開設し、カウンセラーを品川キャンパスで7名、熊谷キャンパスで5名配置している。身体的な健康のサポートとしては、校医を各キャンパスに3名ずつ配置してい

					る。 【2026】 【2027】 【2028】
3	学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学は、学生支援の情報を学生に積極的に提供しており、またその支援が学生の利用しやすさにも配慮している。本学は教育目標として学士課程教育プログラム（正課外の者も含む）を通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、「モラリスト×エキスパート」を養成することをかかっている（資料：25-007【ウェブ】）。大学としては、その目標を達成するための学びを促す教育的環境基盤を整備しており、それにより学生一人ひとりが安心・安全にして充実したキャンパスライフを送り、希望する進路に進むことができるよう、「学生支援に関する方針」を定めている。当該方針は修学支援、生活支援、進路支援から成り、多様な学生の受け入れに対応すべく、その内容をも整備している（資料：25-222【ウェブ】）。同方針の周知については、大学公式ホームページに掲載している。また、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている（資料：25-011）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
4	〔修学支援（学習面）〕 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 （修学支援体制の整備） 学生の修学支援については、「学生支援に関する方針」に基づき、教育開発センターおよびその所管部署である学事課を中心に、各学部・研究科（事務室を含む）、学生生活課、国際交流センター等の関係部署が連携し、教職員が協働する修学支援体制を整えている。 各学部・研究科では年度当初にガイダンスを行って年次ごとに適切な学修支援を行うとともに、全学的対応として、非常勤講師を含む全教員にオフィスアワーを設け、学修相談にあたっている。また円滑な高大接続を図るため、全学共通初年次導入科目「学修の基礎Ⅰ」を開設するとともに、学部学科専門領域
	☒	☐	☐	☐	

				への導入として「学修の基礎Ⅱ」を適宜開設している。 授業外の枠組みとしては、各学部とも、専任教員のオフィスアワーを設け、当該時間内は学生がいつでも相談に行くことができるようにすることで、学生の能力に応じた個別の対応ができるような体制を整えている。また、学部においても、独自に学生の学修支援や相談に応じる仕組みを設定している。例えば仏教学部は、仏教学部懇談室に履修指導担当教員や教務補助員（チューター）が常駐し、学生の相談に応じている。経営学部では、情報処理演習などの実習を伴う科目において、上級生がチューターとして講義に参加し、学習の支援を行っている。地球環境科学部の環境システム学科では、1・2年次には履修登録前にルーム担任と学生が面談を行い前学期の成績の振り返りと、次学期へ向けて履修相談を行っている。データサイエンス学部では初年次から「ルーム」と呼ばれる、1人の教員に対して学生10人程度の少人数の学習指導組織を編成しており、日常的な学習相談に応じている。 また、学部によっては、入学前教育を実施することで、入学後の学びがスムーズになるよう取り組みを行っている。例えば経済学部は、習熟度に応じた学習内容の選択が可能となっている。また、データサイエンス学部では入学前教育において高等学校で未修得の数学科目の補足的な学習を可能にするとともに、入学後においてはプレイスメントテストを課した上での能力別クラス配置と能力の不足している学生を対象とした補習教育を実施している（資料：25-223）。このように、入学前教育の実施あるいは入学前教育と補充教育の接続を図ることで、修学支援に繋げている。 地球環境科学部の地理学科では、特に初年次の必修授業と連動させたエクステンション講座を教員とSAで行っている。エクステンション講座では、授業の補修や課題に関する指導のほか、さらに学修を進めたい学生向けの指導も行っている。 このように、全学的なオフィスアワーの制度や、入学前教育、エクステンション講座等を設けることで、学生の能力に応じたサポートを提供できるような仕組みを整備している。 （正課外の自主的な学修を促進するための支援） 正課外の自主的な学修を促進するための支援として、ラーニング・コモンズを各キャンパスに設置し、授業外学修の場としての活用や課外講座の開催等利用を促進している（資料：25-224【ウェブ】）。また、連携している外部英会話学校の講師による英会話を無料で学べる場として英会話라운ジの開設など語学に親しむ機会を提供している（資料：25-225）。 （留学生に対する支援） 国際交流センターでは、外国人留学生の修学支援を目的として、2019（令和元）年度より「留学生のための日本語教室」を開講している。本教室は、日本語会話力の向上をはじめ、レポート・論文の日本語添削や就職活動に向けた面談などを中心に活用されている（資料：25-226、25-227）。
--	--	--	--	---

					また、外国人留学生が修学過程において直面するさまざまな困難を軽減するため、在籍する全外国人留学生を対象に、年2回の個人面談を実施している。面談では、授業、学生生活、進路に関する相談に対応している（資料：25-228、25-229、25-230、25-231）。 さらに、経済的支援として、私費外国人留学生を対象とした授業料減免制度を設けているほか、民間団体による奨学金制度の情報提供も行っている（資料：25-232、25-233、25-234）。 また、経営学研究科では、対面・オンラインなど様々な方法によって日本語のサポートを行い、指導補助に活用している。同様に地球環境科学研究科においても、外国人留学生を対象としたチューター制度を置き、留学生の学修支援にあたっている。 このように、日本語の活用に躓きを経験する学生に対しても、その状況に応じて学習に臨むことができるよう、様々な体制を整備している。 【2026】 【2027】 【2028】
5	〔修学支援（学習面）〕 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 障害のある学生等に対する修学支援は、「学生支援に関する方針」に加え、「立正大学における障害学生支援に関する対応指針」に基づき障害学生支援室が各学部・研究科、入試センター、学事部、管財部、キャリアサポートセンター、学生カウンセリングルーム、保健室等の関連する教職員と協働して行っている（資料：25-235）。具体的には、障害のある学生（障害の疑われる学生を含む）等への修学上の困難さについて、建設的対話を通して自己理解・障害理解を深めつつ、必要に応じた授業における合理的配慮、入学希望者の事前相談および入試における合理的配慮、就労移行支援等、包括的な支援が関係部署と連携して行われている。 近年、障害を理由とする修学上の困難を抱える学生が急増しており、2024年度の対応学生は品川キャンパスは前年度より23人増加し115人、熊谷キャンパスは前年度より8人増加し48人となっている。また、修学相談は述べて品川キャンパスでは1,486件、熊谷キャンパスでは601件の対応を行った（資料：25-236）。地球環境学部では、独自の取り組みとして、聴覚障害学生に対するノートテイクを一定時間以上行った学生を学部長賞や学科主任賞として表彰することで、学生によるサポートを奨励しており、学生のモチベーション向上に寄与している。
	☒	☐	☐	☐	

					【2026】 【2027】 【2028】
	[修学支援（学習面）] 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント 【2025】 修学支援（学習面）の適切性に関する定期的な点検・評価の例として、成績不振学生に対する指導の確認と、留年者および休・退学者への対応の確認を半期ごとに教育開発センター運営委員会において行っている（資料：25-237、25-238）。成績不振学生の指導対象者の選定基準に GPA を活用する方策について、各学部が策定している。補習教育・補充教育などについては、学部の取り組みを教育開発センターで取りまとめ共有し、改善・向上を図っている。留年、休学および退学の状況は、教育開発センターにおいて、その実数や理由を把握し、経年変化を分析の上、各学部と連携した対応を行っている（資料：25-239、25-240、25-241）。具体的には、留年について各学部で単位修得状況を確認の上、9月卒業の可否のチェックおよび9月卒業申請状況を把握し、指導を行っている。また、休学および退学希望を申し出た学生には、届け出にあたって理由を明記させており、各学部・研究科において教員による面接を行うなど、個別具体的にその原因と向き合い適切に対処している。あえて付言すれば、学習の継続にとりわけ困難を抱えやすい外国人留学生や障害のある学生のへの支援が充実している。前者については、国際交流センターが中心になって面談の実施などを通じて、留学生の安定した修学や学生生活の確保に努めている（資料：25-228、25-229、25-230、25-231）。後者については、主として障害学生支援室コーディネーターを置くことにより、品川キャンパスと熊谷キャンパスそれぞれのニーズに応じて体制整備を進めてきた（資料：25-242）。 （国際交流センターにおける修学支援） 国際交流センターでは、外国人留学生の修学支援を目的として、2019（令和元）年度より「留学生のための日本語教室」を開講している。本教室は、日本語会話力の向上をはじめ、レポート・論文の日本語添削や就職活動に向けた面談などを中心に活用されている（資料：25-226、25-227）。 また、外国人留学生が修学過程において直面するさまざまな困難を軽減するため、在籍する全外国人留学生を対象に、年2回の個人面談を実施している。面談では、授業、学生生活、進路に関する相談に対応している（資料：25-228、25-229、25-230、25-231）。 さらに、経済的支援として、私費外国人留学生を対象とした授業料減免制度を設けているほか、民間団体による奨学金制度の情報提供も行っている（資料：25-232、25-233、25-234）。 【2026】
6	☒	☐	☐	☐	

					【2027】 【2028】
7	〔修学支援（学習面）〕 遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 各教室や各建屋において学生が利用できる無線 LAN（rispot）を整備し、通信環境を整備している。また、品川・熊谷両キャンパスにおいて、学生が自由に使用できる端末を設置するとともに、ノート PC の貸し出しを行っている（資料：25-243）。また、『使おう！パソコン活用お役立ちガイド』を配布し、学修活動における ICT 機器の使用法などをわかりやすく伝えている。このように、機器や通信環境を整えとともに、それらの活用法を学生に伝えることで、ICT の活用において学生間に格差が生じないよう対応を行っている。 また、経営学部では全ての学生にノート PC を配布し、データサイエンス学部でも独自に PC の貸し出しを行うなど、一部の学部では、PC を持たない学生であっても遠隔授業等に臨むことができるよう独自の制度を整えている。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
8	〔修学支援（学習面）〕 ICT を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学では、全ての学生に対して Open LMS と Microsoft TEAMS のアカウントを配布しており、ICT を利用した遠隔授業に対応できるよう体制を整備している。これらの仕組みを活用し、遠隔授業において授業動画を録画し、授業動画の再視聴ができる機会や授業時間外で授業担当者に質問することのできる機会を確保している（資料：25-079）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
9	〔修学支援（経済面）〕 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント

					【2025】 奨学金その他の経済的支援として、学内に奨学金制度を設け大学公式ホームページやポータルサイトで全学生へ周知・公募を行い、各規程に基づく手続きに従い、選考・採用を行っている。また、学生・大学院生の学費支弁者が、大規模自然災害による災害救助法の適用地域に居住し被災した場合に、学費等就学に関わる負担軽減を図るための経済的支援を行っている（資料：25-244）。さらに、日本学生支援機構をはじめとする学外の奨学金制度についても、学内奨学金と同様、大学公式ホームページやポータルサイトで全学生へ周知・公募を行い、各々の公募基準に適合する宝庫者を推薦している。 学内奨学金制度および対象一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>奨学金制度</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">学部生</td> <td>立正大学特別奨学生</td> <td>立正大学特別奨学生規程（25-245）</td> </tr> <tr> <td>立正大学学部橋経済支援奨学生</td> <td>立正大学学部橋経済支援奨学生規程（25-246）</td> </tr> <tr> <td>立正大学セカンドキャリア支援奨学生</td> <td>立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程（25-247）</td> </tr> <tr> <td>立正大学校友会成績優秀奨学生</td> <td>立正大学校友会成績優秀奨学生規程（25-248）</td> </tr> <tr> <td>立正大学学業継続支援奨学生</td> <td>立正大学学業継続支援奨学生規程（25-249）</td> </tr> <tr> <td>立正大学チャレンジ奨学生</td> <td>立正大学チャレンジ奨学生規程（25-250）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ奨学金</td> <td>立正大学スポーツ奨学金細則（25-251）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大学院生</td> <td>立正大学大学院橋経済支援奨学生</td> <td>立正大学大学院橋経済支援奨学生規程（25-252）</td> </tr> <tr> <td>立正大学大学院研究科別奨学生</td> <td>立正大学大学院研究科別奨学生規程（25-253）</td> </tr> <tr> <td>立正大学大学院学業継続支援奨学生</td> <td>立正大学大学院学業継続支援奨学生規程（25-254）</td> </tr> <tr> <td>聖厳法師奨学金</td> <td>聖厳法師奨学金運用細則（25-255）</td> </tr> </tbody> </table> 【2026】 【2027】 【2028】	対象	奨学金制度	根拠規程	学部生	立正大学特別奨学生	立正大学特別奨学生規程（25-245）	立正大学学部橋経済支援奨学生	立正大学学部橋経済支援奨学生規程（25-246）	立正大学セカンドキャリア支援奨学生	立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程（25-247）	立正大学校友会成績優秀奨学生	立正大学校友会成績優秀奨学生規程（25-248）	立正大学学業継続支援奨学生	立正大学学業継続支援奨学生規程（25-249）	立正大学チャレンジ奨学生	立正大学チャレンジ奨学生規程（25-250）	スポーツ奨学金	立正大学スポーツ奨学金細則（25-251）	大学院生	立正大学大学院橋経済支援奨学生	立正大学大学院橋経済支援奨学生規程（25-252）	立正大学大学院研究科別奨学生	立正大学大学院研究科別奨学生規程（25-253）	立正大学大学院学業継続支援奨学生	立正大学大学院学業継続支援奨学生規程（25-254）	聖厳法師奨学金	聖厳法師奨学金運用細則（25-255）
対象	奨学金制度	根拠規程																														
学部生	立正大学特別奨学生	立正大学特別奨学生規程（25-245）																														
	立正大学学部橋経済支援奨学生	立正大学学部橋経済支援奨学生規程（25-246）																														
	立正大学セカンドキャリア支援奨学生	立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程（25-247）																														
	立正大学校友会成績優秀奨学生	立正大学校友会成績優秀奨学生規程（25-248）																														
	立正大学学業継続支援奨学生	立正大学学業継続支援奨学生規程（25-249）																														
	立正大学チャレンジ奨学生	立正大学チャレンジ奨学生規程（25-250）																														
	スポーツ奨学金	立正大学スポーツ奨学金細則（25-251）																														
大学院生	立正大学大学院橋経済支援奨学生	立正大学大学院橋経済支援奨学生規程（25-252）																														
	立正大学大学院研究科別奨学生	立正大学大学院研究科別奨学生規程（25-253）																														
	立正大学大学院学業継続支援奨学生	立正大学大学院学業継続支援奨学生規程（25-254）																														
	聖厳法師奨学金	聖厳法師奨学金運用細則（25-255）																														
10	〔生活支援〕学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。																															
	2025	2026	2027	2028	■コメント																											
	【2025】 生活支援については「学生生活支援に関する方針」に基づき、学生生活課が中心となり学生の心身のサポートを行っている。（資料：25-256）保健室では、常時看護スタッフが健康な学生生活を送るための諸相談に応じている他、校医による健康相談も実施している。また、品川・熊谷両キャンパスに、学生カウンセリングルームを開設し、非常勤のカウンセラー12名（品川キャンパス7名、熊谷キャンパス5名）を配置して週6日開室し対応している。2024年度に学生生活カウンセリングルームに寄せられた相談件数は両キャンパス合計で延べ3,253件となっており、支援へのニーズは多様化している（資料：25-257、25-258）。また、学生健康保険互助会による医療費や見舞金の給付なども行っている（資料：25-259）。																															

					<table><tr><th colspan="4">2024年度 カウンセリングルーム利用状況</th></tr><tr><th></th><th>品川キャンパス</th><th>熊谷キャンパス</th><th>計</th></tr><tr><td>開室日数</td><td>248</td><td>266</td><td></td></tr><tr><td>ケース数</td><td>206</td><td>147</td><td>353</td></tr><tr><td>相談者数（延べ人数）</td><td>1,397</td><td>1,856</td><td>3,253</td></tr></table> 【2026】 【2027】 【2028】	2024年度 カウンセリングルーム利用状況					品川キャンパス	熊谷キャンパス	計	開室日数	248	266		ケース数	206	147	353	相談者数（延べ人数）	1,397	1,856	3,253
2024年度 カウンセリングルーム利用状況																									
	品川キャンパス	熊谷キャンパス	計																						
開室日数	248	266																							
ケース数	206	147	353																						
相談者数（延べ人数）	1,397	1,856	3,253																						
	[生活支援] 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。																								
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 品川・熊谷両キャンパスにラーニング・コモンズを設置している。これは、授業外学修などの目的で、学生が協同的に学習活動を行う場として活用することができ、学習活動を通じた人間関係の構築 また、全ての学生がMicrosoft TEAMSのアカウントを付与されている。これを活用することで、教員が主体となって授業内で学生の交流機会を設定するだけでなく、学生同士が自主的にオンラインで交流をすることができる。 学部・研究科の取り組みとしては年度当初のオリエンテーションを通じた、同学年の学生同士の交流や、新入生と上級生の交流などを積極的に取り入れることで、学生同士の交流の機会を設けている。また、経済学部、地球環境科学部、データサイエンス学部では1年次から少人数制の授業を設け、学生同士が交流しやすいような環境を整備している。中には、仏教学部における「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」や、地球環境科学部における移動・宿泊を伴う形での「学修の基礎Ⅱ」の実施といった特色ある取り組みを導入し、単に交流の機会を増やすだけでなく、日常とは質の異なった形で学生同士が関わり、人間関係を構築できるような取り組みも行っている。 大学院においては、研究科や専攻単位で院生研究室を設置し、大学院生同士が交流できる環境を整えとともに、各研究科において院生懇談会を実施し、学習環境等に対する大学院生の意見や要望を聞くとともに、授業以外の文脈で学生同士が交流し、人間関係の構築につなげる機会を設けている。 このように、全学的な環境整備に加え、各学部や研究科の実態に応じた取り組みを通して、人間関係の構築を図り学生の孤立化を防止するための措置を講じている。 【2026】 【2027】 【2028】																				
11	☒	☐	☐	☐																					

	[進路支援] 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント
12	☒	☐	☐	☐	【2025】 キャリアサポートセンターが主体となって、「学生支援に関する方針 3-2」に基づいた取り組みを行っている。具体的には、学部特性に配慮した様々な資格対策講座の開講、キャリアカウンセラーによるキャリア相談（個別進路相談）など、学生の要望や実情に即した就職支援体制を整えている。特に、キャリア相談においては対面形式に加え、オンライン形式での相談ができる体制を確立している。このオンライン相談の導入により、長期休暇中においても通学せずに相談が可能となり学生の利便性が高まった。また面談枠の不足という課題もあったが、オンライン化により物理的な問題が解消され、相談件数が増える 2、3 月に枠を増やすなど、時期ごとに異なる相談ニーズに合わせて学生支援体制を強化した（資料：25-260）。新たな取り組みとして、大学の財産のひとつである OB/OG を、在学生の就職活動により活用すべく、外部業者が主催するオンライン完結型 OB/OG 訪問のシステムを導入した。本システムにより、従来に比べて簡便かつ安全に OB/OG 訪問を実施することが可能となり、学生の就活の負担を軽減することができる。 職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援については、新たな取り組みとして、正課科目の「インターンシップ」で従来の就業体験型に加え、課題解決型のプログラムを前年度にスタートさせた（資料：25-260）。具体的には、5 日間の完全対面型で当該企業が実際に抱える課題について学生目線からいかにプレゼンできるかを問うものである。正課科目以外にも、キャンパスごとに多様な取り組みを行っており、その中の一つとしては、両キャンパスで 3 年次生を対象として夏期休暇期間のインターンシップ等への参加を促進するため、春期休業期間に企業紹介セミナーや企業合同説明会などをそれぞれに開催した。 上述した、主として学士課程の学生を対象にする進路支援については、基本的に各学部によって選出された教員（キャリアサポート運営委員）とキャリアサポートセンター職員から構成される全学のキャリアサポート運営委員会において、定期的実施イベントの内容や参加者数などの確認が行われており、その改善に向けた検討も行われている（資料：25-261）。また、企業の採用、学生の就活の動向が情報共有され今後の就職活動に関する展望や進路支援の在り方に関しても意見交換が行われている（資料：25-262）。 しかし、修士課程や博士課程の学生に対する就職支援やキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援については、研究科別で対策が施されているが、全学としての体制がまだ整備の途上であると言わざるを得ない。これは確かに解決しなければならない一つの課題であるが、あえて付言すれば、令和 8 年度の博士後期課程の修了者（学位取得者）について、大学は研究者としてのキャリア

					アップのために新たな研究職位を設けて、有期雇用を行うことを検討し始めている 【2026】 【2027】 【2028】
13	〔その他支援〕上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援については、助成金制度（一般助成、特別助成）、課外活動顧問・副顧問に対する指導費支援制度、校友会課外活動奨励支援制度、建学の精神を具現化した「モラリスト×エキスパート」を体現した学生・卒業生・団体を表彰する課外活動顕彰制度を設けている（資料：25-013、25-263）。また、大学ボランティアセンターを設置し、学生に社会貢献や地域とのつながりを深める機会を提供する活動を行っている（資料：25-065）。活動内容は、地域清掃や福祉活動、子ども向けの教育活動、地域のニーズに応じた活動などを行っている。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
14	〔学生の基本的人権の保障〕ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 「立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会を設置している（資料：立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程）。人事担当常任理事を委員長とした同委員会において、防止に関する啓発、研修や申し立てに関する事項、救済措置を行っている。また、キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインやキャンパス・ハラスメント防止・相談ガイドを大学公式ホームページに掲載し、学内外に公表・周知をしている（資料：25-264【ウェブ】、25-265、25-266）。更に、学生には学生手帳、学生生活 ハンドブックにて相談できる窓口の周知を図っている（資料：25-267、25-256）。相談窓口には、本学関係者ではない第三者に相談できる外部相談 窓口を設置しており、電話、WEB など場所を選ばず相談でき、学内の相談員が対応できない時間（土日、夜間等）にも対応している（資料：25-268）。
	☒	☐	☐	☐	

					【2026】 【2027】 【2028】
点 検 評 価 結 果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 各学部研究科や、学生支援にかかわるセンター等が主体となり、必要な部署に専門的な知識・能力を有するスタッフを配置した上で、修学支援、生活支援、進路支援、その他正課外活動支援など様々な支援を行っている。また、各種支援窓口の工夫やキャンパス内の物理的環境、ICT 環境の整備を通して、各種支援や制度を利用しやすくなるよう工夫している。 このように、教員職員間で協働しながら、ハード・ソフトの両面から学生支援の体制を整備し、適切に実施している。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
	○				
評価基準		◎ 評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある			
		○ 評価項目の内容を満たしている			
		△ 課題があり、改善方策を明確にしている			
		× 評価項目を満たしていない			

基準 7 学生支援

② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 キャリアサポートセンター、国際交流センター、立正大学学部奨学生委員会、障害学生協議会をはじめ、学生支援にかかわる事業を担当する各組織を通して、教育研究等環境に関わる事項を点検・評価し、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を把握している。また、学部研究科においても平時より教育研究等環境にかかわる状況を点検している。 また、学部研究科においても平時より学生支援にかかわる状況を点検している。特に各研究科においては、研究会委員会や院生懇談会をはじめ、文学研究科においては「FD 活動報告書」をとりまとめ、地球環境科学研究科においては「学生支援基礎情報一覧」を作成するなどして学生支援の点検・評価に活用している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 各組織の点検・評価の結果を活用して、改善・向上に取り組んでいる。例えば文学研究科では、学生間交流の提供の機会の設定、経営学研究科における留学生への日本語支援の整備、地球環境科学研究科では、ユニデンスの短期宿泊所の設備改善など、各組織の状況に応じ、改善・向上に向けた取り組みを行っている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	△				【2025】 大学全体における各センターや委員会を通して学生支援に関わる事項を点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、各学部研究科においても、独自に学部研究科の状況を点検・評価し、改善・向上につなげている。

				ただし、こうした点検・評価および改善・向上に向けた取り組みを全学として把握し、共有する取り組みについては十分体系化されているとは言い難い状況である。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 定期的な点検・評価および改善・向上に向けた取り組みを把握・共有し、全学として取り組んでいく体制を構築していく必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。					
1	教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に沿って、品川・熊谷両キャンパスの施設整備の具体的な指針となる「品川キャンパス・マスタープラン」（2015（平成 27）年策定）および「熊谷キャンパス・マスタープラン」（2017（平成 29）年策定）を策定している。教育研究等環境の施設・設備の整備にあたっては、各キャンパス・マスタープランに基づき教育ニーズに十分配慮して、計画的かつ有機的な整備に努めている。 また、「立正大学学園第 2 次中期計画（2023～2027）」の 5.経営基盤強化の 5-7 において、「戦略的な修繕計画の策定、推進による教育・研究基盤の安定化」を謳っている。ここでは、長期的・戦略的な修繕計画を立案し、適正なコストのもとで環境・施設整備を実施していくことにより、持続可能なキャンパスの構築を目指している。 大学設置基準上必要な校地および校舎面積については、品川キャンパスと熊谷キャンパスを 2 校地 1 教育団地として必要面積を満たしている。 各キャンパスの維持管理においては、キャンパスの整備や維持管理コストの総計は人件費に次いで高額なものであり、大学経営に直結していることから、品川・熊谷の両キャンパスでは、経営的な観点から、教育・研究の基盤となるキャンパス（土地・施設）を人材や資金、情報と並んで重要な経営資源として位置づけ、最適な状態（コスト最小・効果最大）で保有、運営、維持する『ファシリティマネジメント（FM）』に基づく施設管理を進めている。 品川キャンパスでは 2022（令和 4）年度に、また、熊谷キャンパスでは 2021（令和 3）年度に建物簡易診断を実施し、それぞれ 10 年間の修繕計画を策定している。その後も定期的に建物簡易劣化診断を行い、修繕計画を更新している。この修繕計画を基に、10 年間の修繕計画を立案し、緊急度の高いものから順次、建物の修繕や設備機器の更新を進めている。また、設備機器の更新にあたっては、高効率の機器を選定するなど、計画的な省エネルギー化を推進している。 本学の施設・設備の安全および衛生面では、各キャンパスにおいて安全性・機能性を健全な状態に保つため、適切な維持管理に努めている。品川・熊谷両キャンパスでは、各種定期点検・清掃点検（電気設備、空調設備、熱源設備、給排水設備、環境衛生、消防設備、建築設備、講堂設備、清掃点検、害虫駆除等）を実施している。また、両キャンパス内には防災センター（品川）・インフォメーションセンター（熊谷）を設置してい

					る。これにより、防災設備をはじめ、施設管理に必要な様々な設備を総合的に監視・制御する機能を持ち、日常においては各種設備の監視場所として、非常時においては初期消火活動や避難誘導を支援する正確な情報収集や消火活動の役割を担っており、常に管財部と連携し、警備、設備、清掃等について総合的な管理・運営体制を整備している。防災面では、火災や地震を想定した訓練の実施のほか、定期的な防災備蓄品の点検など、防災に努め有事に備えている。 【2026】 【2027】 【2028】
2	学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学では、教育・学習活動における ICT 利活用を支援するため、経営学部およびデータサイエンス学部においては、学生全員を対象にノートパソコンを貸与している。これにより、学修環境の標準化と、専門科目における ICT 活用の円滑化を図っている。 そのほかの学部に対しても、キャンパス内の端末利用環境を整備しており、品川キャンパスには貸出用ノートパソコン 123 台および授業用端末室に 476 台、熊谷キャンパスには貸出用ノートパソコン 59 台および授業用端末室に 98 台を配置している。これらの機器整備により、学生が授業や自習で必要な情報機器を安定して利用できる環境を確保している。 ネットワーク環境については、各キャンパスからインターネットへの通信遅延が課題となっていたが、インターネットゲートウェイ環境の 10Gbps 化を実施したことで、通信速度および安定性が改善した。これにより、オンライン授業やクラウドサービス利用における学修・研究環境の質の向上が図られている。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
3	学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 本学では、新入生に対する情報リテラシーの向上を目的として、ガイダンスにおいて情報環境基盤センター作成の「使おう！情報システム活
	☒	☐	☐	☐	

					用お役立ちガイド 2025」を配布し、同冊子内において e-learning 教材「INFOSS 情報倫理」の受講を促している。これにより、新入生が早期に情報倫理や情報システムの適切な利用方法を理解できるよう取り組んでいる。 また、教職員に対しては、情報セキュリティ意識の向上を図るため、CISO 名で e-learning 教材「教職員のための情報倫理とセキュリティ」の受講を依頼している。これらの施策を通じ、学生・教職員双方における情報倫理教育と情報セキュリティ対策の強化を継続的に推進している。 【2026】 【2027】 【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 「教育研究等環境の整備に関する方針」に沿って、「品川キャンパス・マスタープラン」「熊谷キャンパス・マスタープラン」を策定し、これらに基づいた上で学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。また、学内ネットワークや学生用端末を整備するとともに、貸し出し用ノートパソコンを要因するなどして、ネットワーク環境や ICT 機器も整備している。加えて、「INFOSS 情報倫理」等のオンライン教材を用いて、学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいる。学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	○					
評価基準	◎		○		△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている		課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 8 教育研究等環境

② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。					
1	教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ＜学術情報課＞ 本学の蔵書は 100 万冊を超え、品川・熊谷キャンパスに設置された学部に沿った形での配置がされている。また、電子媒体も継続的かつ積極的に充実させている（資料：25-183 立正表 31）。加えて、本学の特徴の一つでもある江戸期を中心とした古書を専門に所蔵する古書資料館（品川キャンパス）においても、選定基準に則った継続的な資料蒐集を行っている。特に学術研究や学修の基盤となる貴重資料については、教員との連携によりコレクションの充実に向けた取り組みを意欲的に進めており、2025 年度は文科省からの補助金を得ることができた。 【2026】 【2027】 【2028】
2	図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ＜学術情報課＞ 利用者の円滑な図書館利用や学術情報へのアクセスを支援するため、専門的スタッフを配置している。人材の数値の上では他大学と比較した場合、必ずしも多くはないが、内部の育成や自己研鑽を通して専門性を高めてカバーしている。 図書館等の施設環境については、蔵書検索システムやデータベースや電子ブックなど、資料の利活用に関する環境は整っている。また、コロナ禍以降、ICT を積極的に活用した取り組みを行うことで時間や場所の制限なくサービスを提供できる環境の充実に向けた対応を取っている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
評価結果	○				【2025】 ＜学術情報課＞

				上述のコメントの通り、資料類の整備、専門知識を備えた人材及び施設環境については、継続的な対応が取れている。加えて、事業計画等で図書館が推進している取り組みも、学術情報セクターの取り組みの一環として博物館や文書館とも連携しながら相乗効果を生み出せている。このことから、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備え機能していると考えられる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 8 教育研究等環境

③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。					
1	研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学部・研究科配賦の経常研究費を措置し、研究推進の基盤を維持している（資料：25-269【ウェブ】）。加えて、研究推進・社会貢献センター支援費を競争的に運用し、分野横断的連携・産学官連携・科研費申請準備等を対象に支援している（資料：25-270、25-271）。とくに第3種では若手や研究中断からの復帰者への配慮を継続している。また、研究成果公開促進費（国内／国外）により、論文投稿や出版の費用を着実に支援している（資料：25-272、25-273）。申請者向け公募説明、外部専門業者による申請書添削、採択者向け経理説明を例年実施し、申請実務の標準化と質の確保を進めている。さらに、URA 研修の励行・支援、URA 関連規約の整備、産学連携コーディネーターの継続配置により、専門的人材による実務面での継続支援を整えている（資料：25-274）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 「立正大学学園倫理憲章」および文科省のガイドライン等に基づき、「立正大学研究倫理規程」「立正大学研究倫理委員会規程」「公的研究費の不正使用の防止および対応に関する規程」「研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」を整備し、研究推進・社会貢献センターのWeb等で周知している（資料：25-275、25-276、25-277、25-278、25-279）。また、不正防止推進委員会により、不正防止計画に沿った取組の点検と改善を継続している（資料：25-280）。研究倫理教育は全研究者の定期受講を義務化し、公的研究費の申請・運営に関与する教職員にも徹底している。学生には初年次科目の「学修の基礎」や大学院科目等で段階的な教育機会を設け、日常的な遵守行動の定着を図っている。 【2026】 【2027】

					【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 センター支援費や研究成果公開促進費、外部資金の申請支援、URA 等の体制整備が、日常の研究活動を継続的に下支えし、研究の推進と成果発信に寄与している。また、研究倫理や不正防止に関する規程と教育の枠組みは整備され、一定の運用がなされている。 以上から、研究活動の促進と健全性の確保に向けた体制は概ね機能していると受け止めている。なお、第2次中期計画の指標である科研費申請教員比率（5年移動平均）は2025年度41.3%で目標48%には至らないものの、2024年度34.9%からは改善している（資料：25-281）。申請件数も65件（2024年度）から71件（2025年度）へ増加している。 今後は、URA機能の強化と若手重点支援を軸に、申請前後の実務サポートの継続拡充と手続の効率化・情報提供の適時化を進め、運用面の改善を重ねていく。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	○					
評価基準		◎		○	△	×
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 8 教育研究等環境

④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 教育研究等環境にかかわる状況を点検・評価し、改善・向上を図るため、立正大学教室等施設設備担当者会議（資料：25-282）、情報環境基盤センター運営委員会（資料：25-067）を置いている。立正大学教室等施設設備担当者会議は、教育の質向上に資する効果的な学修環境を構築するため、施設設備の整備について協議することを目的としており、情報環境基盤センター運営委員会は、教育・研究活動および情報環境の整備と支援をするために、情報環境基盤センター内に設置された委員会である。また研究環境については、研究推進・社会貢献センター内に研究推進・社会貢献センター運営委員会を置いている（資料：25-064）。 これらの組織を通して、教育研究等環境に関わる事項を点検・評価し、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を把握している。 また、学部研究科においても平時より教育研究等環境にかかわる状況を点検している。特に地球環境科学部では教育環境について検討するため独自に図書資料・地図資料小委員会、ICT 推進委員会、施設安全管理委員会を設け、各種資料、情報機器およびソフトウェア、実験室ならびに実験機器を定期的に点検・評価し、改善の必要性について検討している。 また研究環境については、仏教学部の発行する「仏教学部 FD 報告書総覧」、文学部の発行する「立正大学人文科学研究所年報」などにおいて、研究活動の実態と課題の把握を行い、改善のための取り組みにつなげている。 各研究科においては毎年度院生懇談会を実施し、大学院生の要望を直接尋ねることで、研究科・専攻単位における研究環境の改善に活用している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 本学では、立正大学教室等施設設備担当者会議、情報環境基盤センタ

					一運営委員会、研究推進・社会貢献センター運営委員会において教育研究等環境に関わる事項を点検・評価している。 例えば研究環境については、研究推進・社会貢献センター支援費制度の運用や、科研費申請者向け公募説明を行うことで、科研費の採択率が全大学中 21 位になるなど、高い水準を達成している（資料：25-283 【ウェブ】）。 【2026】 【2027】 【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 大学全体としては、立正大学教室等施設設備担当者会議、情報環境基盤センター運営委員会、研究推進・社会貢献センター運営委員会を通して教育研究等環境に関わる事項を点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、各学部研究科においても、独自に学部研究科の状況を点検・評価し、改善・向上につなげている。 ただし、こうした点検・評価および改善・向上に向けた取り組みを全学として把握し、共有する取り組みについては十分体系化されているとは言い難い状況である。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 定期的な点検・評価および改善・向上に向けた取り組みを把握・共有し、全学として取り組んでいく体制を構築していく必要がある。 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	○					
評価基準		◎		○	△	×
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。					
1	社会連携・社会貢献に関わる方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 1. 学内推進体制 「社会との連携・協力に関する方針」に基づき、研究推進・社会貢献センターを拠点として社会連携・社会貢献を推進している（資料：25-284【ウェブ】）。同センターは、全学支援（連携窓口、協定、全学プロジェクトの調整・事務局、助成、情報発信）と、主体的な独自事業の実施という二つの機能を持っている。加えて、国際交流センター、心理臨床センター、ボランティアセンター等を設置し、社会連携・社会貢献活動を展開している。さらに、各学部・研究科も、それぞれの専門性を活かした社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。これらの組織を担当副学長が中心となり、必要に応じ学長室が横断的に管理している。 2. 研究推進・社会貢献センターの全学的支援 (1)連携体制整備：自治体・教育研究機関・産業界等と協定を締結し、社会連携体制を整備している（資料：25-285【ウェブ】）。 (2)ウズベキスタン学術交流：タシケント国立東洋学大学と協定締結し、遺跡調査に加え宗教ツーリズム、世界ジオパークの共同調査を推進した（資料：25-286）。 (3)リーダー養成特別プログラム：東川町をフィールドに挑戦意欲と自分らしさを活かすリーダーシップキャンプを実施した（資料：25-287）。 (4)春華堂プロジェクト：遠州地域を舞台に企業訪問や農業体験を通じて地域課題の解決に挑むスタディツアーを実施した。（資料：25-288） (5)埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）：熊谷地域で TJUP に参画を推進し、私立大学等改革総合支援事業（プラットフォーム型）に継続的に選定されている（資料：25-289【ウェブ】）。 (6)センター研究支援費第 5 種：学生の社会性・行動力育成と地域活性化に資する取組に研究費を支援している（資料：25-271）。 (7)コーディネーター配置：地域・産学連携コーディネーター3 名と委託契約し、情報収集、企画運営、情報発信を推進した（資料：25-290【ウェブ】）。 (8)オープンアカデミー：「大学と企業」「企業と企業」を繋ぎ、地域全体の産業・技術・人材交流の活性化を推進するために開催した（資料：25-291）。

					3. 研究推進・社会貢献センターの主体的取組 (1)オリジナル商品企画：地元企業と連携し、オリジナルグッズを学生主体で開発した（資料：25-292）。 (2) 生涯学習事業： ① デリバリーカレッジ；11 都市の自治体と共催で計 27 回を開催（資料：25-293）。 ② オープンカレッジ；熊谷キャンパスで全 9 回を開講（資料：25-294）。 ③ しながわ学；品川区と共催し計 3 回開催（資料：25-295）。 ④ 市民講座派遣；直実市民大学、桶川市民大学、ちちぶ学セミナー、東松山市きらめき市民大学に講師を派遣（資料：25-296）。 ⑥ ⑤ 「しながわ防災学校×立正大学」：地域住民や自治体との意見交換を行い、地域の防災人材育成を目的として、防災ワークショップや能登半島地震の語り部企画を実施（資料：25-297、25-298）。FOR THE KIDS 2025：年齢層の異なる対象へ学習機会を提供するために小学生向け講座を実施（資料：25-299）。 (4) その他の地域連携： ラグビーフェスティバル；ラグビーをととした地域住民との交流（資料：25-300）。 スリーデーマーチ；吹奏楽部による完歩パレードへの協力（資料：25-301）。 このように、さまざまな取り組みをとおして本学が生み出す知識、技術等を社会に還元している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。				
	2025	2026	2027	2028	■ コメント 【2025】 各種事業は、自治体・教育研究機関・産業界等との協定趣旨を踏まえて計画し、地域・社会の課題解決に資する取組を進めている。企画段階では、連携先との協議および前年度の実施結果や参加者等からの意見・評価を整理し、目的・成果・実施体制を明確化したうえで、各種会議体において審議・共有している。実施後は、結果・意見等を踏まえ報告書等で状況を確認し、必要に応じて次年度計画へ反映するなど、計画－実施－点検－反映の循環（PDCA）により方針との整合と運用の妥当性を確保している。これらの手続により、活動の適切性と透明性の確保に努めつつ、方針に適合した形で社会連携・社会貢献の取組が継続され、教育

					研究成果の適切な社会還元と大学の存在価値の向上につなげている。 【2026】 【2027】 【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 「社会との連携・協力に関する方針」に則り、その拠点として研究推進・社会貢献センターを設置。正しきを立てて社会の平安と人々の安寧に重きを置く「立正精神」に即した社会連携・社会貢献活動を効果的に行う体制を整備している。 研究推進・社会貢献センターは様々な取り組みを通じて全学的支援と主体的取組を計画的に推進している。各種事業は、協定の趣旨を踏まえつつ連携先との協議を行い、各種会議体での審議・共有を経て実施している。さらに PDCA の循環により方針との整合と運用の妥当性を確保し、大学が生み出す知識・技術等を適切に社会へ還元している。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	○					
評価基準		◎ 評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		○ 評価項目の内容を満たしている	△ 課題があり、改善方策を明確にしている	× 評価項目を満たしていない

基準 9 社会連携・社会貢献

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 社会連携・社会貢献に係る点検・評価は、担当副学長が関係部局と自己点検・評価シートを作成する過程を、当該分野の現状・成果・課題を整理し把握する枠組みとして運用している。作成後は高等教育研究機構および自己評価委員会で審議し、客観性・適正性を確保している。 また、第二次中期計画（2023～2027）と連動する主要事業については、年度の事業報告を当該副学長の下で関係部局と取りまとめ、中長期計画検討委員会による内容確認、常任理事会を経た理事会・評議員会での審議を通じ妥当性を検証している。さらに、2025 年度には中期計画の中間見直しを同様の手続で実施し、計画と実績の整合を点検している。 センター所管の経常事業では、事業後に報告書（アンケート評価を含む）を作成し、担当者会議・運営委員会で精査することで、状況と課題の把握を継続している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 点検・評価の結果は、自己点検・評価シートから抽出された長所・課題を高等教育研究機構および自己評価委員会で確認し、課題は全学課題として共有している。改善は各事業の責任主体が中心となり、方策の策定・実施を進め、必要に応じて委員会で方法の確認と支援を受けている。 また、中期計画に紐づく事業で把握した事項は、次年度の事業計画に反映され、担当副学長の下で関係部局と整理・精査が行われる。この計画は中長期計画検討委員会、常任理事会、理事会、評議員会の審議を経て、客観性・適正性を確保している。 センター所管の事業でも、報告書・アンケート結果を担当者会議で検討し、運営委員会で方針を確認のうえ企画に反映している。新規または大幅な変更を伴う案件は、適宜学長室会議で審議・報告を行い、実施へ反映している。 【2026】 【2027】 【2028】

	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 研究推進社会貢献センターを中核として、自己点検・評価シートの作成と委員会での確認を通じ、社会連携・社会貢献の現状・成果・課題を定期的に把握・整理している。あわせて、第二次中期計画および関連した事業計画・事業報告の作成・共有の過程で、内容の点検と次年度計画に反映している。さらに、センター所管事業では、報告書（アンケートを含む）に基づく担当国会議・運営委員会での検討により、把握事項の共有と方針確認を行い、企画・実施内容へ適切に反映している。これらの一連の手続により、計画―実施―点検―反映の循環が維持され、改善に向けた運用が継続している。以上のことから社会連携・社会貢献の取り組みについては、定期的に検証が行われており、課題に対しても適切に改善・向上が行われている。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
点検 評価 結果	○				
評価基準		◎		○	△
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている
					×
					評価項目を満たしていない

① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。					
1	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 大学の将来像を含む法人の長期ビジョン、並びに大学の中期ビジョンを含む法人の中期計画を策定・公表している（資料：25-014【ウェブ】、25-015【ウェブ】）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
2	関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 - 大学の管理運営に関する方針を策定している（資料：25-011）。 - 教学ガバナンス体制に関して、学長をはじめとする役職者の権限と役割を関係法令の趣旨に沿って学則上規定している（資料：25-002、25-003）。 - 教授会等の組織の権限と役割、ならびに全学的意思決定にかかる会議体について、法令にもとづき規約類で規定している（資料：25-002、25-003、25-302）。 - 学長の選任については、学則にもとづき「立正大学長候補者選出規則」に則って学長候補者を選出し、「立正大学長選挙管理委員会規則」に定める方法により最終候補者を選出したうえで、立正大学学園寄附行為第 25 条の規程に則り、理事会が学長を任命している（資料：25-001、25-303、25-304）。 - 学部長、研究科長、ならびにその他の役職者は学則、大学院学則にもとづき、学長が任命している（資料：25-002、25-003）。 - 上記の定められた手続きに則り運営を行うとともに、その履行状況については、毎年の点検・評価活動において確認している。 【2026】
	☒	☐	☐	☐	

					【2027】 【2028】
3	法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 学校法人立正大学学園理事職務権限規程において、理事の権限と責任範囲を明確化している（資料：25-305）。 ● 役員について、私立学校法に定める理事選任方法に則り、寄附行為で定める理事選任方法にもとづき役員を選任している（資料：25-001）。 ● 選任した理事より、寄附行為第 24 条にもとづき常任理事会を組織し学園運営を行っている（資料：25-001、25-306）。 ● 寄附行為第 18 条にもとづき、常任理事会を組織する業務執行理事から理事会に対して定期的に業務執行状況を報告することで、法人組織内のチェック機能を担保している（資料：25-001）。 【2026】 【2027】 【2028】
	☒	☐	☐	☐	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 上記の通り、本学では中・長期的ビジョンおよび計画にもとづき、法令に沿った方針・規程等を整備し大学運営を行っている。またその適切性・透明性についても、自己点検・評価活動や法人組織内のチェック機能によってこれを担保している。 【2026】 【2027】 【2028】
	☐				■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 策定・公表している法人の中長期計画について、設置学校の教職員に対しその方向性や進捗状況を共有する方策を検討する必要がある。 また役職者について、現在、副学長ならびに学長補佐の職務分掌に関

				する規約類が存在しない。これらについて今後、実態に即し必要に応じて て規程を整備していく。 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎			
	評価項目の内容を満 たし、かつグッドプ ラクティスがある	◎	○	△
	評価項目の内容を満 たしている	課題があり、改善方策 を明確にしている	△	×
				評価項目を満たし ていない

基準 10 大学運営・財務（１）大学運営

② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。						
1	予算を適切な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。					
	2025	2026	2027	2028	■コメント 【2025】 ● 予算編成は、「立正大学学園経理規程」の趣旨を踏まえ、予算編成方針の理事会決定、各部署の予算申請およびヒアリングを経て予算案を作成し、理事会・評議員会の審議承認後に配賦している（資料：25-324）。 ● 予算執行では、配賦予算内での統制に加え、一定額以上の支出に係る事前稟議を義務付け、経理部が支払処理・証憑管理を行うとともに、会計システムで執行実績を一元管理・共有することで、透明性を確保している（資料：25-325）。 【2026】 【2027】 【2028】	
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 ● 予算編成および予算執行について、規程の趣旨を踏まえた手続、稟議決裁等による統制および証憑管理を通じて透明性を確保していることから、大学基準を概ね満たしている。 【2026】 【2027】 【2028】 ○ ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）	
	評価基準		◎		○	△
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 10 大学運営・財務（１）大学運営

③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。					
1	大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 学則に規定する教育研究機関を運営するために必要な事務組織を編成している（資料：25-002、25-307）。併せて、法人運営に必要な管理部門を置き、業務上必要な人員を配置している。 ● 2025 年 4 月 1 日施行となった改正私学法に対応し、理事会において「学校法人立正大学学園内部統制システム整備の基本方針」を定め、実務上適切な業務運営を行うため事務組織の一部を改編した（資料：25-308）。主となる改編は、法人運営に係る部署として経営企画部の新設と、高等教育研究機構の事務所管として、教学を中心とした内部質保証を担う教育開発課を、教学部から学長室へ移設した。法人および大学それぞれにおける企画部門として位置づけることで機能強化を図った。事務組織改編とともに各部署の職務分掌の見直しも行い、おおむね業務内容に応じた人員を配置している（資料：25-045）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 各事務部門は教学組織における各センター運営委員会やその他各種委員会の運営を担うとともに委員の構成員として参画し、教員・職員で協働・連携を図っている。各学部・研究科に事務室を設置し、教員・職員協働で学部・研究科運営を行っている。 ● 高等教育研究機構における機構会議および教育開発センターにおける教育開発センター運営委員会の構成員として、専門的支援スタッフを配置している。当該スタッフは教学マネジメント・アドバイザーとして専任職員 1 名を任命しており、機構会議および教育開発センター運営委員会において専門的な知見を活かし必要な助言等を行うなどしている（資料：25-309）。 【2026】 【2027】 【2028】

3	必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 大学等の履修証明制度（履修証明プログラム）の受講環境を整えている。2025 年度は、IR 担当部署 1 名が「IR 担当者向け実践プログラム」を受講した。 ● 研究支援担当部署では、リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構による URA スキル認証制度における認定 URA の審査に合格した職員 1 名を「立正大学研究推進・社会貢献センターリサーチ・アドミニストレータに関する申し合わせ」に基づき、本学 URA として委嘱している（資料：25-274）。 ● 上記のように大学に求められる業務の多様化や高度化に対応すべく、専門職の任用・転換にかかる規約類を整備し、今後体制強化を図るための制度を設けた（資料：25-310）。 【2026】 【2027】 【2028】
4	職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 「学校法人立正大学学園事務職員人事規程」にもとづき、採用・昇格にかかる規約類を整備している（資料：25-311）。 ● 採用・昇格に関する事項は、「立正大学学園職員採用手続規程」、「立正大学学園職員資格の格付・昇格規程」、「中途採用職員および身分変更職員の資格格付け要領」に則り適正に行っている（資料：25-312、25-313、25-314）。 ● 職員の業績評価として目標管理制度を導入している。一般職については、付与された資格に応じた能力考課を行うほか、2025 年度より個人目標設定（MBO）から部署（課・事務室）単位での目標設定（OKR）へ変更した（資料：25-315）。管理職を対象とした MBO においては、評価結果にもとづき特別手当（賞与）へ反映、OKR においては、結果にもとづき「職員表彰および懲戒規程」第 2 条に則り部署単位で表彰する予定である（資料：25-316）。 【2026】 【2027】 【2028】

5	大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベ ロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。					
	2025	2026	2027	2028		
	☒	☐	☐	☐		
■コメント 【2025】 - スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施することを目的として、立正大学教職員研修規程を定めている（資料：25-317） - 職員の資質向上をさらに図るため、各種研修を体系的に整理した「研修ガイド 2025」を作成し、これに沿って SD 研修等を実施している（資料：25-318）。 2025 年度には全教職員を対象とした SD 研修として、「エイジ（年齢）ダイバーシティ研修」、「教学施策・大学関連法規研修」を実施した。 【2026】 【2027】 【2028】						
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028		
	☐					
	■点検・評価結果 【2025】 大学運営に必要な組織を編成し、それらが機能するよう規約類を適切に整備している。多様化・高度化する業務に対応するべく、専門職員の任用・転換に関する制度を新たに設けるなど、社会的要請に応えるための体制整備を進めている。上記 1 から 5 の評価項目をすべて満たしていることから基準を満たしている。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策 現行の仕組みでは年度途中での減員によって、人事計画の遂行が困難となる場合がある。改善方策として、各部署における業務内容・業務量の適切化、およびそのための DX 化の推進が喫緊の課題となる。 ■成果（発展・改善方策の結果）					
評価基準		◎		○	△	×
		評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 10 大学運営・財務（１）大学運営

④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。					
1	監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 寄附行為に定めるところにより、監事３名（うち１名を常勤監事とする）を選任し、法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況の監査を実施している（資料：25-001） ● 監事は、学校法人立正大学学園監事監査規程にもとづき、会計監査人および監査法人と連携し、適切なプロセスを経て大学運営の適切性について監査を実施している（資料：25-319） ● 上記の外部監査機関と連携した監査のほか、理事長直轄の監査室を設置しており、監査室は常勤監事と連携し立正大学学園内部監査規程にもとづき業務の適正な遂行および経営の合理化・効率化の観点から、各年度の業務の遂行状況に関する定期監査を実施し、適切に改善指示がなされている（資料：25-320、25-321、25-322、25-323）。 【2026】 【2027】 【2028】
2	大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 ● 自己点検・評価シートを用いた定期検証を行っており、その過程において成果や課題の把握に努めている。 ● 自己点検・評価の第一義的役割を担う各部局における点検・評価結果について、内部質保証に責任を負う組織である高等教育研究機構で把握し、必要な支援策を講じる体制を整えている。 【2026】 【2027】 【2028】
3	点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】

					● 管理運営に関する方針ならびに自己点検・評価シートの各項目に即して点検・評価を行う際の基軸を整理し、取り組み状況の把握と課題の抽出を行っている。 ● ここで得られた改善点について具体的な対応を検討し、次年度以降順次取り組みを進めていく。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果 【2025】 上記の通り、外部監査機関と連携した定期監査に加え、第一義的責任主体となる部局による自己点検・評価、ならびに高等教育研究機構による総括および改善支援を通じて、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいる。 【2026】 【2027】 【2028】 ■グッドプラクティスと発展方策 常勤監事を中心とした法人組織内のチェック機能が有効、円滑に働き始めていることから、今後もこの取り組みを続けていくことが望ましい。また法人業務だけでなく、常勤監事が内部質保証に責任を負う組織である高等教育研究機構会議へ陪席し、教学監査の質向上が期待される。 ■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
	◎				
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満 たし、かつグッドプ ラクティスがある		評価項目の内容を満 たしている	課題があり、改善 方策を明確にして いる	評価項目を満たして いない

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財務計画を適切に策定していること。					
1	具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 毎年度、中・長期財務シミュレーションを作成し、現状把握および将来予測を行っている。第2次中期計画ならびに各種の中・長期的な支出を伴う事業等の内容を踏まえ、将来の財務状況を資金収支・事業活動収支貸借対照表の3点から見通している。これにより、財務面での課題および課題解決に向けた目標を明確化している。
					【2026】 【2027】 【2028】
2	財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 貸借対照表関係比率については、純資産構成比率が90%以上で推移しており、良好な水準を維持している。事業活動収支計算書関係比率については、経常収支差額比率が概ね収支均衡を維持している。これらの財務関係比率を主に注視しつつ、十分な財務基盤を確保するため、毎年度、予算編成方針を策定している。
					【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	○				【2025】 教育研究活動を安定して遂行するために、中・長期の財務シミュレーションおよび単年度の予算編成方針を適切に策定していることから、大学基準を概ね満たしている。
					【2026】 【2027】 【2028】
					■グッドプラクティスと発展方策 ■課題と改善方策

					■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎		○	△	×
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある		評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない

基準 10 大学運営・財務 (2) 財務

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。					
1	教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 過去 5 年間に於いて 500 億円を超える金融資産(特定資産と有価証券の合計額)を常時確保しており、大学経営を持続的かつ安定的に行うための財政上の余裕度を示す内部留保資産比率および運用資産余裕比率を高い水準で維持している。これらの状況から、教育研究水準を維持・向上させていくための安定的な財政基盤を確保している。 【2026】 【2027】 【2028】
2	授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。				
	2025	2026	2027	2028	■コメント
	☒	☐	☐	☐	【2025】 研究資金、補助金および寄付金については、学長室研究推進・社会貢献課ならびに総務部総務課が獲得支援を担っており、毎年度一定の成果を挙げている。資産運用については、安全性・収益性・流動性を重視しながら、毎年度 10 億円以上の収入を確保している。経常収入に占める学納金比率は 70%程度で推移しており、現状水準以上に高くないよう努めている。 【2026】 【2027】 【2028】
点検 評価 結果	2025	2026	2027	2028	■点検・評価結果
	☐				【2025】 純資産構成比率および内部留保資産比率が高い水準にあり、外部資金の獲得についても毎年度一定の水準を確保していることから、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立しており、大学基準を概ね満たしている。 【2026】 【2027】 【2028】
	■グッドプラクティスと発展方策				

					■課題と改善方策 ■成果（発展・改善方策の結果）
評価基準	◎	○	△	×	
	評価項目の内容を満たし、かつグッドプラクティスがある	評価項目の内容を満たしている	課題があり、改善方策を明確にしている	評価項目を満たしていない	

根拠資料一覧

本報告書の作成に際し、記載内容の根拠として用いた資料は以下のとおりである。

資料の名称	資料番号
学校法人立正大学学園寄附行為	25-001
立正大学学則	25-002
立正大学大学院学則	25-003
(Web) 学園メッセージ	25-004
立正大学総合案内 2025	25-005
(Web) 建学の精神	25-006
(Web) 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針	25-007
(Web) 学則	25-008
2025（令和 7）年度 学生要覧	25-009
2025（令和 7）大学院学生要覧	25-010
立正大学方針集	25-011
START 学修の基礎 2025	25-012
学校法人立正大学学園顕彰規程	25-013
(Web) 立正グランドデザイン	25-014
(Web) 第 2 次中期計画（2023～2027） 立正グランドデザイン	25-015
立正大学学園中長期計画検討委員会規程	25-016
立正大学学園第 2 次中期計画中間見直し結果一覧	25-017
立正大学高等教育研究機構規程	25-018
立正大学教育開発センター規程	25-019
立正大学自己評価委員会規程	25-020
立正大学外部評価委員会規程	25-021
立正大学全学質保証会議規程	25-022
立正大学教育目標、三つの方針および各種方針等の策定・改訂等手続に関する申し合わせ	25-023
カリキュラム改正チェックリスト	25-024
全学 FD 研修会開催について	25-025
2024 年度アセスメント報告及びアセスメント・ポリシー検討のお願い	25-026
自己点検・評価、内部質保証活動（基準 4）の枠組みについて	25-027
立正大学教職・資格教育センター規程	25-028
令和 7 年度教職課程自己点検評価報告書	25-029
2024（令和 6）年度総括及び 2025（令和 7）年度の課題	25-030
令和 6 年度仏教学部教員 FD 報告書総覧	25-031
令和 7 年度 1 期科目 SA 事後報告書・アンケート	25-032
主要科目の GPA 分布および平準化について	25-033
令和 7（2025）年度 立正大学外部評価委員会報告書	25-034

(Web) 内部質保証に関する方針	25-035
立正大学学園情報公開規程	25-036
(Web) 学園の情報	25-037
(Web) 大学の教育研究活動に関する情報	25-038
(Web) 教員を目指す方へ	25-039
(Web) 大学評価	25-040
(Web) 財務情報	25-041
立正大学学園財務情報閲覧規程	25-042
(Web) 大学ポートレート	25-043
(Web) 立正大学ホームページ TOP	25-044
学校法人立正大学学園事務局職務分掌細則	25-045
(Web) 卒業時学修成果・満足度調査	25-046
(Web) 授業アンケート(報告書) -学部編・大学院編-	25-047
(Web) 卒業生の進路	25-048
令和 7 年度 第 8 回高等教育研究機構会議議事録	25-049
令和 7 年度 第 6 回高等教育研究機構会議議事録	25-050
第 5 期科学技術基本計画	25-051
立正大学日蓮教学研究所規程	25-052
立正大学法華経文化研究所規程	25-053
立正大学人文科学研究所規程	25-054
立正大学経済研究所規程	25-055
立正大学産業経営研究所規程	25-056
立正大学法制研究所規程	25-057
立正大学社会福祉研究所規程	25-058
立正大学環境科学研究所規程	25-059
立正大学心理学研究所規程	25-060
立正大学データサイエンス研究所規程	25-061
立正大学キャリアサポートセンター規程	25-062
立正大学国際交流センター規程	25-063
立正大学研究推進・社会貢献センター規程	25-064
立正大学ボランティアセンター規程	25-065
立正大学心理臨床センター規程	25-066
立正大学情報環境基盤センター規程	25-067
立正大学図書館規程	25-068
立正大学博物館規程	25-069
立正大学文書館規程	25-070
立正大学入試センター規程	25-071
立正大学社会福祉学部子育て支援センター要領	25-072

(Web) 三つの方針策定の基本方針	25-073
3 つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン	25-074
(Web) アセスメント・ポリシー	25-075
(Web) 令和 6 (2024) 年度 立正大学外部評価委員会 報告書	25-076
(Web) 授業ガイドライン	25-077
2025 年度シラバス作成要領	25-078
2025 年度版 授業支援ハンドブック	25-079
2025 (令和 7) 年度 カリキュラムマップ	25-080
(Web) 日本学術会議の分野別参照基準	25-081
(Web) 大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン (令和 5 年 3 月 28 日)	25-082
シラバスチェック体制	25-083
「基幹教員・主要授業科目」意向調査	25-084
学部・研究科コアポリシー (DP・CP・アセスメントポリシー) 点検・見直しの件	25-085
(Web) データサイエンス学部・人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針	25-086
(Web) データサイエンス学部 HP・学科カリキュラムの特徴と学びの特長	25-087
2026 年度_DS 学部_3 P 見直しワークシート	25-088
(Web) 仏教学部人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針	25-089
仏教学部講義案内	25-090
大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準_哲学分野	25-091
大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準_心理学分野	25-092
心理学部講義案内	25-093
(Web) 心理学部人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針	25-094
地球環境科学部講義案内	25-095
大学院文学研究科講義案内	25-096
非常勤講師懇談会案内	25-097
大学院経済学研究科講義案内	25-098
大学院法学研究科講義案内	25-099
大学院経営学研究科講義案内	25-100
大学院社会福祉学研究科講義案内	25-101
地球環境科学研究科講義案内	25-102
心理学研究科講義案内	25-103
2025 年度文学研究科 FD 研修会資料_大学院共通科目「研究の基礎」実施報告	25-104
2025 年度心理学部 FD 研修会	25-105
2025 年度心理学部 FD 研修会_統合オンライン科目の実践報告_心理学概論	25-106
心理学部第 2 回 FD 研修会	25-107
法学研究科_「時間割一覧表」	25-108
地理学科 2025 年度 4 月学科会議資料	25-109

成績不振学生の個別指導対応に関する報告【修得単位数不振】	25-110
成績不振学生の個別指導対応に関する報告【第1期4週経過時点出席回数不振】	25-111
令和7（2025）年度第1期仏教学部懇談室対応人数について（報告）	25-112
「社会福祉学科の学修に関するアンケート」案内	25-113
ブレイスメントテスト 受験の方法_2025年度入学者用	25-114
法学部クラス分け資料	25-115
経済学部_必修科目成績分布について（2025年度第8回カリキュラム委員会議事録）	25-116
「アカデミック・ライティングⅠ」「アカデミック・ライティングⅡ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」 「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」_シラバス	25-117
法学部共通項目_シラバスチェックについて	25-118
2025年10月定例教授会資料	25-119
R7第2回教授会議事録	25-120
文学部講義案内	25-121
経済学部講義案内	25-122
経営学部講義案内	25-123
法学部講義案内	25-124
社会福祉学部講義案内(社会福祉学科)	25-125
社会福祉学部講義案内(子ども教育福祉学科)	25-126
データサイエンス学部講義案内	25-127
立正大学大学院文学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-128
立正大学大学院経済学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-129
立正大学大学院経営学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-130
立正大学大学院法学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-131
立正大学大学院社会福祉学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-132
立正大学大学院地球環境科学研究科単位先取履修制度に関する申し合わせ	25-133
立正大学大学院学位規則	25-134
立正大学大学院文学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ	25-135
立正大学大学院文学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ	25-136
立正大学大学院文学研究科における修士の学位審査に関する申し合わせ	25-137
立正大学大学院経済学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ	25-138
立正大学大学院経済学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ	25-139
立正大学大学院経済学研究科における修士の学位審査に関する申し合わせ	25-140
立正大学大学院社会福祉学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ	25-141
立正大学大学院社会福祉学研究科における修士の学位審査に関する申し合わせ	25-142
立正大学大学院社会福祉学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ	25-143
立正大学大学院地球環境科学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ	25-144
立正大学大学院地球環境科学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ	25-145
立正大学大学院心理学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ	25-146

立正大学大学院心理学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ	25-147
立正大学大学院法学研究科修士号の審査に関する申し合わせ	25-148
立正大学大学院経済学研究科の学位審査基準に関する申し合わせ	25-149
立正大学大学院経営学研究科修士論文および研究成果報告書審査基準に関する申し合わせ	25-150
立正大学大学院社会福祉学研究科における学位論文審査基準に関する申し合わせ	25-151
立正大学大学院地球環境科学研究科博士前期課程学位論文審査基準に関する申し合わせ	25-152
立正大学大学院地球環境科学研究科博士後期課程学位論文および論文博士学位論文審査基準に関する申し合わせ	25-153
学位論文審査の不服申し立てに関する申し合わせ	25-154
令和 6（2024） 年度アセスメント報告及びアセスメント・ポリシー検討結果について	25-155
2025 年第 1 回心理学部 FD 研修会記録	25-156
R7(2025)年度ホ ー リシーアンケート報告	25-157
英語アンケート 2025FD	25-158
内部質保証活動の枠組みについて	25-159
「法学検定試験（ベーシック〈基礎〉コース）」受験について（2025 年度）	25-160
「日本語検定」受験について（2025 年度）	25-161
2024 年度大学院学修成果・満足度調査の結果について	25-162
大学院学修成果・満足度調査	25-163
（DS）1 月 22 日卒業研究・卒業論文報告会来賓案内機関	25-164
令和 7 年度第 2 期_情報 SA 事後研修会報告書_2026	25-165
大学院心理学研究科令和 7 年度第 3 回定例心理学研究科委員会議事録	25-166
2025 年 3 月卒業生対象ヒアリング調査結果	25-167
自己点検・評価シート（デフォルト・フォーマット）	25-168
（Web）仏教学部〔入学者選抜方法における評価の項目および該当する試験区分（入学者選抜方法と求める人物像の関係）〕	25-169
一般選抜入学試験問題出題採点委員会に関する申し合わせ（令和 2 年 7 月 29 日改正）	25-170
入学試験要項_一般選抜 2 月前期成績開示_2026	25-171
立正大学入学者選考規程	25-172
立正大学大学院入学者選考規程	25-173
入学試験要項_一般選抜 2 月前期判定方法_2026	25-174
（Web）障害のある学生の受入れ方針	25-175
（Web）受験上および修学上の配慮を必要とする方の出願	25-176
（Web）学費	25-177
（Web）奨学金のご案内	25-178
（Web）チャレンジ奨学生について	25-179
（Web）エール奨学生について	25-180
大学院案内 2026_大学院における制度	25-181
（Web）8 月 16 日（土）開催【大学院】オープンキャンパスの申込について	25-182

2025(令和 7)年度 立正大学 大学基礎データ	25-183
2023（令和 5）年度入試分析および展望	25-184
2024 年度入学者選抜分析と展望	25-185
2025（令和 7）年度入試分析および展望	25-186
令和 6 年度第 16 回入試運営委員会議事録（抜粋）	25-187
令和 7 年度第 5 回学部長会議_議事録（報告事項 1）	25-188
令和 7 年度第 1 回 研究科長会議議事録（報告事項 2・4）	25-189
立正大学入試情報 2025	25-190
大学院 OC 開催案内	25-191
（Web）求める教員像	25-192
（Web）教員組織の編成方針	25-193
教員人事に関する申し合わせ	25-194
学校法人立正大学学園就業規則（第 1 編第 1 章第 12 条）	25-195
教員役職等ノルマコマ数	25-196
立正大学スチューデント・アシスタント規程	25-197
立正大学大学院ティーチング・アシスタント規程	25-198
SA 研修資料・動画	25-199
立正大学教員任用基準規程	25-200
立正大学特任教員規程	25-201
立正大学教職・資格教育センター「中学校・高等学校教員養成課程」に係るセンター担当教員の人事に関する要領	25-202
立正大学教職・資格教育センター「博物館学芸員養成課程」に係るセンター担当教員の人事に関する要領	25-203
立正大学心理臨床センター助教（専任相談員）任用に関する規程	25-204
立正大学地球環境科学部教員昇任人事審査に関する申し合わせ	25-205
立正大学データサイエンス学部教員昇任人事審査に関する申し合わせ	25-206
助教及び助手の任用に関する申し合わせ	25-207
立正大学仏教学部教員任用規程	25-208
立正大学仏教学部助教任用に関する申し合わせ	25-209
立正大学仏教学部特任教員任用に関する内規	25-210
学校基本統計（文科省：学校基本調査結果）	25-211
令和 7（2025）年度 FD 活動計画	25-212
令和 7 年度外部アセスメント（GPS-Academic 1・3 年生）報告会開催について	25-213
生成 AI 時代の教え方～学びを担保しつつ、良くするアイデア～	25-214
『障害学生支援室の現状と所属学部ならびに関係部署との連携について』	25-215
令和 6（2024）年度 FD 活動報告書	25-216
立正大学ベスト・クラス賞に関する申し合わせ	25-217
立正大学研究奨励金に関する要領	25-218

立正大学蘊奥賞選考に関する申し合わせ	25-219
令和7年度教員人事計画	25-220
令和7年度教員人事計画履行状況調査	25-221
(Web) 学生支援に関する方針	25-222
補習授業実施連絡 (DS 学部掲示板: SA 情報、プロジェクト情報等) 「(重要) 2025 年度数 学補習講座のお知らせ」(9 月 18 日発信)	25-223
(Web) 立正大学図書館ラーニングコモンズ	25-224
英会話ラウンジ【案内】	25-225
2025 年度第 1 期留学生のための日本語教室募集要項	25-226
2025 年度第 2 期留学生のための日本語教室募集要項	25-227
2025 年度第 1 期留学生個人面談について_品川	25-228
2025 年度第 1 期留学生個人面談について_熊谷	25-229
2025 年度第 2 期留学生個人面談について_品川	25-230
2025 年度第 2 期留学生個人面談について_熊谷	25-231
立正大学私費外国人留学生授業料減免規程	25-232
令和7年度第3回国際交流委員会議事録	25-233
2025 年度 外国人留学生のためのガイドブック	25-234
立正大学における障害学生支援に関する対応指針	25-235
開催案内_障害学生支援室の状況と所属学部ならびに関係部署との連携について	25-236
令和7年度第3回教育開発センター運営委員会議事録	25-237
令和7年度第2回教育開発センター運営委員会議事録.	25-238
令和7年度9月卒業申請者数集計表	25-239
令和7年度第1期休学者	25-240
令和7年度第1期退学者	25-241
令和5年度事業計画、重点施策	25-242
使おう! パソコン活用お役立ちガイド	25-243
立正大学大規模自然災害被災者に対する経済的支援要領	25-244
立正大学特別奨学生規程	25-245
立正大学学部橘経済支援奨学生規程	25-246
立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程	25-247
立正大学校友会成績優秀奨学生規程	25-248
立正大学学業継続支援奨学生規程	25-249
立正大学チャレンジ奨学生規程	25-250
立正大学スポーツ奨学金細則	25-251
立正大学大学院橘経済支援奨学生規程	25-252
立正大学大学院研究科別奨学生規程	25-253
立正大学大学院学業継続支援奨学生規程	25-254
聖厳法師奨学金運用細則	25-255

2025 学生生活ハンドブック	25-256
立正大学学生カウンセリングルーム要領	25-257
2025 学生カウンセリングルームご案内	25-258
2025 学生健康保険のしおり	25-259
令和 5(2023) 年度 キャリア開発プログラム総合案内 Let'sTRY	25-260
令和 7 年度 キャリアサポート運営委員会 開催通知	25-261
令和 7 年度 キャリアサポート運営委員研修会 開催案内	25-262
課外活動の顕彰に関する申し合わせ	25-263
(Web) ハラスメントについて	25-264
キャンパス・ハラスメント防止・相談ガイド (学生用)	25-265
キャンパス・ハラスメント防止・相談ガイド (生徒用)	25-266
学生手帳 2025	25-267
ハラスメント外部相談窓口の設置について	25-268
(Web) 教育研究等環境の整備に関する方針	25-269
立正大学研究推進・社会貢献センター支援費に関する要領	25-270
立正大学研究推進・社会貢献センター支援費第 5 種に関する申し合わせ (令和 6 年 3 月 18 日改正)	25-271
令和 7 年度研究成果公開促進費 (国内) 募集要項	25-272
令和 7 年度研究成果公開促進費 (国際) 募集要項	25-273
立正大学研究推進・社会貢献センターリサーチ・アドミニストレーターに関する申し合わせ (令和 6 年 12 月 1 日制定)	25-274
立正大学学園倫理憲章	25-275
立正大学研究倫理規程	25-276
立正大学研究倫理委員会規程	25-277
立正大学における公的研究費の不正使用の防止および対応に関する規程	25-278
立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程	25-279
立正大学不正防止推進委員会に関する申し合わせ	25-280
科研費申請教員比率	25-281
立正大学教室等施設設備担当者会議に関する申し合わせ	25-282
本学が全国で科研費新規採択率第 21 位 (私立大学では第 10 位) に入りました!	25-283
(Web) 社会との連携・協力に関する方針	25-284
(Web) 立正大学連携先一覧	25-285
ACADEMIC COOPERATION AGREEMENT with Tashkent State University of Oriental Studies, Uzbekistan	25-286
令和 7 年度リーダー養成特別プログラム「東川町リーダーシップキャンプ」報告書	25-287
2025 年度スタディツアー活動実績報告書_春華堂 PJ	25-288
(Web) 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)の活動	25-289
(Web) スタッフ紹介 _ 立正大学 研究推進・社会貢献センター	25-290

第 1 回オープンアカデミー_開催報告書	25-291
令和 7 年度 立正大学オリジナル商品開発プロジェクト企画書	25-292
令和 7 年度デリバリーカレッジ実施報告	25-293
令和 7 年度オープンカレッジ実施報告	25-294
令和 7 年度しながわ学アンケート_集計結果	25-295
令和 7 年度市民大学講座講師派遣一覧	25-296
しながわ防災学校×立正大学連続講座	25-297
R7 年度語り部イベント-能登半島地震-	25-298
FOR THE KIDS2025 実施報告書	25-299
第 18 回立正大学ラグビーフェスティバル実施報告書	25-300
第 48 回 日本スリーデーマーチ参加実施報告書	25-301
立正大学学長室会議要領	25-302
立正大学長候補者選出規則	25-303
立正大学長選挙管理委員会規則	25-304
学校法人立正大学学園理事職務権限規程	25-305
学校法人立正大学学園常任理事会規程	25-306
学校法人立正大学学園事務組織規程	25-307
学校法人立正大学学園内部統制システム整備の基本方針	25-308
立正大学教学マネジメント・アドバイザーに関する内規	25-309
立正大学学園専門職任用・転換細則	25-310
学校法人立正大学学園事務職員人事規程	25-311
立正大学学園職員採用手続規程	25-312
立正大学学園職員資格の格付・昇格規程	25-313
中途採用職員および身分変更職員の資格格付け要領	25-314
『目標管理制度』マニュアル	25-315
職員表彰および懲戒規程	25-316
立正大学教職員研修規程	25-317
研修ガイド 2025	25-318
学校法人立正大学学園監事監査規程	25-319
立正大学学園内部監査規程	25-320
内部監査計画書	25-321
内部監査結果報告書	25-322
改善指示書	25-323
立正大学学園経理規程	25-324
立正大学学園稟議取扱規程	25-325